
平成30年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第3日)

平成30年9月11日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成30年9月11日 午前8時59分開議

- 日程第1 一般質問 7. 大多和安一 議員
8. 河村 隆行 議員
9. 藤升 正夫 議員
10. 中田 元 議員
11. 庭田 英明 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問 7. 大多和安一 議員
8. 河村 隆行 議員
9. 藤升 正夫 議員
10. 中田 元 議員
11. 庭田 英明 議員
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松蔭 茂君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 桑原 三平君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 河村由美子君 | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	青木 一富君	教育次長	……………	光長 勉君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	大庭 克彦君	出納室長	……………	中林知代枝君

午前8時59分開議

○議長（安永 友行君） おはようございます。それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。7番目の通告者、6番、大多和議員の発言を許します。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） おはようございます。大多和でございます。私は、町長に1件質問としております。

地域自主防災組織設立に関する件でございます。本年6月末から7月の初めにかけて、大雨による災害が発生しました。この平成30年西日本豪雨では広島をはじめとする呉、岡山など、西日本の各地に多大な被害をもたらしました。また、猛烈な勢いの台風21号の上陸による被害も相当なものでした。この台風21号が過ぎ去った直後の今月6日早朝には、北海道胆振東部地震が発生し、これまた多大な被害をもたらしています。これらの災害により亡くなられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を祈念いたします。

これらの災害時の教訓として、自主防災組織が機能し、事前に避難計画を綿密に立て、避難訓練をしていた地域では、災害は発生したけれども、人命にはかかわりなかったことが報道されています。広島市安芸区畑賀地区では「畑賀あんしんネットワーク」という住民組織を2015年

に発足させ、高齢者や障がい者である災害弱者を要支援者として、これに地域の協力員が日々の見守りと災害時の避難支援を組み合わせるのが特徴であると報道されています。当町でも自主防災組織の構築を進めていますが、いまだに全地域に確立はしておりません。私も議会の一員として地域防災組織を立ち上げなければと考えておりますが、残念ながらいまだ確立しておりません。

先般の大雨のときに、立河内地区で堤の決壊が予測されるため、避難指示が出された放送がありました。この放送を聞きながら、私も高津川の水位を確認するため塔尾橋のたもとに見に行きながら、周りを見回して改めて自主防災組織の必要性を強く感じたところです。当町では、自主防災組織を公民館単位、あるいは自治会単位で立ち上げるよう、議会でも説明がありましたが、私の属する自治会は六日市下自治会ですが、大きな問題があります。

六日市下自治会は、高津川を挟んで二分されます。高津川の右岸、川下に向かって、右側を右岸と呼びますが、いわゆる塔尾橋より町に寄っているほうの側は高津川の堤防よりも住宅敷地が高く、高津川の洪水による浸水ということは予測されません。洪水による浸水があるとすれば、上流のこの役場付近の破堤、また越水によるものか、もしくは迫の下川と小さな川が流れておりますが、この水が流れ込む高津川の水位が高いため、高津川に迫の下川の水が流れず、合流点付近であふれ出す、すなわち内水がはけられない状態で冠水することが予想されます。これらの場合には、当町の中心市街地が水浸しとなるわけですから、大災害となっております。むしろ、この高津川より右岸地域は風雨災害よりも地震による山崩れが懸念される地域と言えます。

地震といえば、当町では被害の大きな地震は発生しておりませんが、東北の大震災をはじめ、九州熊本での地震と国内各地で地震が頻発しており、活断層の動きが注目されています。このたびの北海道胆振東部地域地震は活断層による地震ではないが、震源の西約10キロのところに石狩低地東縁断層帯が存続していると報道されています。地震学会では、中国地方の今後30年以内に活断層による地震が発生する確率は50%と報道されております。付近の活断層として判明しているものは、西から山口市、木戸山西から始まる南西の方向から、北東の山口市阿東町へ延びる地福断層、27キロメートルであります。それからこれに続く津和野町から益田市匹見町を経て、浜田市金城町に伸びる弥栄断層、これ約53キロですが、この弥栄断層も同じく南西から北東へ延びています。同じく南西から北東へ延びる断層帯としては、隣の広島県にあります筒賀断層帯がございます。そのほかに、新聞で報道されているので御存じの方も多いと思いますが、岩国五日市断層帯、広島湾岩国沖断層帯、また安芸灘地震を引き起こしたことで有名な安芸灘断層帯がございます。これにより震度6以上の地震が30年以内に発生する確率が50%と言われておりますので、我々も気をつけておかなければならないと思っております。

さて、高津川左岸側すなわち私の属する塔尾橋より沢田側は、地震の危険性よりもむしろ風水害による洪水の危険がある地域と言われます。ハザードマップでも浸水が50から1メートルと

示されております。ただ、ハザードマップによる浸水被害が想定される家は、私の家と隣の家の2戸だと思っておりますが、付近にあります町営住宅やその他の民家は町道と同程度の高さですので、被害はかなり軽減されるように思います。

現在、高津川の塔尾橋付近の川の川底、いわゆる河床の高さは計画河床よりも2メートル程度高くなっており、洪水による越流や破堤が想定されます。塔尾橋上流側は水位にもよりますが、破堤の危険性が非常に高いところがございます。塔尾橋より下流側は河川堤防がまだ未整備のため、越流による浸水の危険性が高い地域であり、さきの当町の大雨のときにも、あと目視ですが、30センチぐらいで越流するような状態ございました。

この地域、私の属する地域で自主防災組織を立ち上げなければなりません、個人情報や壁がございまして。付近には、町営沢田住宅、町営中原住宅や病院住宅もあり、入居者の情報が不明です。町営住宅の中には高齢者で独居されてる方も少なくありませんが、災害時に避難の支援を必要とする要支援者、いわゆる災害弱者の方がどのような状況で生活されているのか不明です。また、町営住宅の中にはたまたま病院へ入院されていたりとか、特別養護老人ホーム等の施設へいつの間にか入所されていたり、また町営住宅では新しく入ってきたり、転居されたりということで、その地域住民の情報が不明なことが多くございます。古くからこの地域に住んでいる私たちは、日ごろからの日常生活の中でお互いに気心があり、きずなが育まれています、これら町営住宅の人や病院住宅の人とはつながりが希薄です。

西日本豪雨の教訓を生かすためには、日ごろからのきずなを育むことが必要ですが、残念ながら希薄なつき合いの中ではままなりません。このように、日ごろからのきずなを育むことができない地域というのは、私たちのところだけではないと考えております。特に、県営住宅や町営住宅、アパートがあるところ、また、新たに新築されて入居者が多くある地域では、自治会への参加も少なく、このような情報が不足しており、自治会が自主防災組織を立ち上げることに苦慮されているのではないかと感じております。

このような地域にこそ、自主防災組織を立ち上げる必要がありますが、それには町の職員が先頭となって、これらの地域に入り込み、自主防災組織を立ち上げる必要があると考えておりますが、町長はこのようなことについて、いかにお考えかをお聞きします。あわせて、高齢者や障がい者ら災害弱者を守るため、国は支援が必要な人の名簿を自治体に義務づけていると思いますが、吉賀町では当然この名簿を作成済みと思いますが、これについてもお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。それでは、自主防災組織設立に関する件ということについてお答えをいたしたいと思っております。

ここ数年、毎年のように日本各地で大規模な災害が発生し、そのたびに自主防災組織の必要性

が報道されているというところがございます。吉賀町の自主防災組織の組織率でございますが、平成25年度当初においてゼロ%ということで、島根県内でも最も低い低率の組織率であったということから、吉賀町といたしましては自主防災組織の組織化を最重点課題の一つとして位置づけまして、組織化に向け各地域において出前講座、あるいは防災訓練等を実施をさせていただきまして、自主防災組織の立ち上げに向け支援を行ってきたところがございます。その結果、本年度平成30年度当初には組織率がようやく20%を超える状況となりました。

しかしながら、島根県の全体の組織率の平均73.3%でございます。これは、昨年平成29年の4月の数値でございますが、この数値と比較いたしますと県の平均を大きく下回る状況にございまして、今後も組織化に向け重点的に取り組んでいく必要があると考えております。

さて、議員からの御質問についてでございます。六日市下自治会において、自主防災組織の組織化が進まない原因として、災害の種別が地域、自治会の地域の中によって異なることが理由の一つとして挙げられました。確かに同じ自治会内において、多くの災害種別が想定されている場合、対応が煩雑になることが想定されるわけでございます。しかし、自主防災組織の組織単位につきましても、無理に自治会単位でなくてもよいこととなっております。実際、吉賀町内においても立河内地区に神手組という地区がございますが、神手組地区につきましても、立河内地区神手組自治会自主防災組織として平成27年3月に、加入世帯18世帯で自主防災組織が結成をされております。その後、この地区の取り組みが立河内地区全体に伝播いたしまして、神手組自治会自主防災組織は立河内自治会自主防災組織に吸収をされまして、同年の10月に加入世帯97世帯として再編をされたところがございます。

このように、自主防災組織の単位は自治会単位でなければならないということではございませんので、まずは日ごろから交流のある地区単位であったり、小規模な範囲での組織化も選択肢の一つとして取り組んでいただければ幸いです。また、避難行動要支援者につきましても、町において対象者の方々をあらかじめ把握した上で、地区ごとに台帳を作成をしております。

この台帳は自治会や自主防災組織に対して要望があれば、事前提供することに同意をした方の情報に限定してでございますが、提供できるということになっておりますので、必要であれば当該台帳も活用していただきまして、支援を必要とする人の把握に活用していただければと思っております。支援を必要とする方の把握は、各地域において日ごろから確認しておく必要があると思います。自分たちの住みなれた地域から被害者を一人も出さないためにも、日ごろから情報収集していくことが肝要であると考えております。

次に、住民意識についてでございます。

災害の危険性が高い地域であっても、近年大規模な災害が発生していないということから、災害の危険性が高まり、避難しなければならない状況にあっても避難しないといった事例が全国的

に確認されており、問題視されているところがございます。自主防災組織に求められる役割として、一つ目に災害等が発生していない平常時において、防災に関する情報の普及啓発がございます。日ごろから地域の危険箇所の点検や避難所の場所、避難経路について地区の住民に対して周知を図っておく必要があると思われま。

役割の2つ目に災害時において、情報伝達、避難誘導等がございますので、地区住民に対し災害情報や避難情報等を伝達し、避難を促したりすることが自主防災組織には期待されております。いずれにしましても、吉賀町といたしましては今後も未組織の地区を中心として自主防災組織の組織化に向け支援を行っていくこととしております。それぞれの地域においてさまざまな問題点もあろうかと思いますが、まずは担当課である総務課まで要望していただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 小さい単位で、自治会単位でなくても小さい単位で自主防災組織をつくって、それから始めてくださいという回答ですが、その場合でも町のほうからでも担当者なりを、先ほど言いました要支援者の台帳を携えて町のほうから職員を派遣していただけますか、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど申し上げましたように、自主防災組織のいわゆる組織のエリアについては、別段限定したものがございませんので、幾ら小さい集落であっても御要望があれば担当課の職員が出向くと。それから、情報提供につきましても、これも同様にエリアを限定してどうこうではございませんので、その要望には応じることはできるというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） そういうことで、自主防災組織を設立するについて町からも、これ総務課に連絡すればよいということで考えてよろしいですね。ということで、自主防災組織を立ち上げるのに町からも職員を派遣していただいて、協力していただけるということなら、またこれからも地域で頑張って自主防災組織を立ち上げ、安心して暮らせる吉賀町にしたいと思っておりますので、これをもちまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、7番目の通告者、6番、大多和議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） 引き続き、8番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。

7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は、3点ほど通告してあります。

まず、第1点目の町営住宅の周辺環境整備で、草刈りや点検等についてお伺いします。

現在、募集を中止している団地、例えば柿木の柳原団地の一部や木部谷住宅の一部、また現在、募集をしている団地内での空き部屋周辺、また以前住宅があり現在は取り壊して更地になっているところ、このような場所は周辺に民家もあり、ここは住宅を含む町有地でもあると思います。点検等を兼ね月に1回ぐらいは委託業者を決め、草刈りや点検などお願いしてはどうでしょうかという質問でございます。

特に空き部屋の管理、玄関や裏のスペース等、庭木や雑草が茂り、入居されている方も管理されて、自分の部分は管理されて空き部屋の部分も管理できるところは管理されていると思いますが、自分の受け持ちだけでも苦勞されていると思われまゝ。また、入居希望者の方々が見学などされたときに、その周辺が庭木や雑草で生い茂っていても、やはりあまり印象のよいものではないと思います。町の住宅条例57条の良好な住宅環境の確保という項目がありますが、特に環境の確保に努める。大変大事なことと思ひますが、町長お考えをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それではまず公共施設等の管理についてということで、町営住宅の管理についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

現在、町営住宅周辺の草刈り等の環境美化につきましては、基本的に入居者の方々、御自身で行っていただいております。また、住宅周辺の設備に不具合があれば、職員が現地確認、点検を行い、必要に応じて修繕等の対策を講じているところでございます。

一方、町営住宅の空き家につきましては、現に募集を行っているものと、政策空き家として募集を行っていないものの2つのパターンがあるということでございます。吉賀町公営住宅等長寿命化計画において、老朽化により建てかえ等を予定している住宅については、入居者が退去をした後に政策空き家とし、順次解体の準備を進めているところでございます。現在御指摘のあった中山団地や新木部谷団地については団地の全室が、それから柳原団地や木部谷第二団地については、団地の一部が政策空き家となっております。これらの空き家及びその敷地については、吉賀町の責任において管理していきたいと考えております。実務的には職員が住宅周辺の点検を行いまして、草刈り等の作業についてはシルバー人材センター等を利用して実施をしていきたいというふうにご考慮いただいております。

それから、元福川住宅跡地のように住宅を取り壊して平地となつてるところにつきましては、新たな住宅を建設する予定がないということから、行政財産から普通財産となつたところでございまして、民間への売却も含め、新たな使用について検討していかなければならないというふうにご考慮いただいております。こういった場所につきましては、町で草刈り等の管理をしなければならないということは当然のことでございますので、申し添えておきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 入居されている方のその隣がどうしても草が生い茂ったりすると、いろいろと問題が発生すると思いますので、小まめに除草や点検等行っていただいたらと思います。

次に、右ヶ谷のキャンプ場について、同じ町の管理であると思いますが、現在の管理状況と利用状況また今後につきまして、町のほうの御意見を伺えたらと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして右ヶ谷キャンプ場についてでございます。このキャンプ場につきましては、管理棟1棟、それからログキャビンが3棟、さらにテントキャンプ場という形で運営をしているところでございます。施設管理につきましては、利用者がおられる場合の管理や草刈り作業については、臨時職員で対応しております。管理棟とログキャビンの建物は、老朽化が進み補修を産業課が直営で行いながら維持しておるわけでございますが、とりわけバルコニー、床、外壁とも大変厳しい状況となっております。

次に、利用状況についてでございます。平成29年度の実績はログキャビンが42人、テントのキャンプ場が41人の、全体で83人の利用で、使用料金収入につきましては10万8,360円でございます。これに対する維持管理費といたしましては、80万円弱ということで支出をしている状況でございます。今後の施設の方向性でございますが、施設の老朽化それから利用者の減少、さらには維持管理経費の増加ということを考慮いたしますと、建物の建てかえあるいは大規模修繕は採算性が見て難しいというふうに思われますので、キャンプ場として残すにいたしましてもログキャビンでの宿泊をやめて、テントキャンプ場のみとする方法も考えられると思います。そのほかにも施設の廃止、あるいは施設の譲渡などありますが、今後の施設の運営につきましては、早々に検討を行っていきたいということで、今考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） このキャンプ場、右ヶ谷キャンプ場といいまして、吉賀町森林総合利用施設条例という、私もキャンプ場と思っていたんですが、キャンプ場とその周辺110ヘクタールがこの対象となっている施設とうたってあります。その設置目的や業務、管理、運営も取り決められておられます。

先ほど町長言われました管理棟などは、1978年のオープンで40年も経過していると思われれます。昔はキャンプ場祭りとかいいまして、500人もその祭りのときに集まったりとか、いろんなイベントが行われていたのを思い出しますが、改めてこの森林総合利用施設条例を見ますと、110ヘクタールということは、周辺に、国有林だと思んですが、この別表として入山料と先ほどの集会施設、ログキャビン等が分けてうたってあります。ということは、この110ヘクタールの山へ入るのにお金がいるんだと、弟見山、筋ヶ岳というトレッキングコース

がいいんだという話を聞いております。

この右ヶ谷の施設を通して上がるルートと、仏峠を上がっていくルートと、もう一つ鹿野川からという話もちよっと聞いたことがあるんですが、いろんなルートがあると聞いています。そこで、この施設を今後どのように活用していくかというところで、先ほど町長の管理棟だけでなしに、総合的にこの110ヘクタールをどのように管理といいますか、そういうふうに運営されていくか、もう一度お伺いしたらと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 該当する条例の御紹介もございましたが、先ほど答弁させていただいたキャンプ場とそれから周辺を含めた壮大な面積の施設という理解で条例をつくっております。キャンプ場につきましては、先ほどお答えしたように非常に老朽化が激しいということと、利用者が少ない。とは、いいながらも利用料金をいただいておりますが、それ以上に年間で、単年度70万円ぐらい実質的に赤字という施設でございます。きのうからもいろいろ公の施設の御質問なり御指摘をいただいておりますが、それと同様でございますが、これからの公の施設のあり方、平地の土地も含めてでございますが、しっかりやっぱり見定めていかなければいけないというふうに考えています。

それから、今のキャンプ場、それからその周辺を含めた大きい110ヘクタールの、それにかかる条例の話なんですけど、やはりキャンプ場の現状を見て幾らかばかりの変更をするということになれば、当然条例の改正も必要になってきようかと思っておりますので、周辺の地域も含めてこの条例全体の総体的な見直しをしていく必要があるというふうに、お話をお伺いする中で感じたところでございますので、また担当しています産業課のほうにございますけど、こちらのほうで現場も確認をしながら、それから利用実績、これからの利用見込み、しっかり算定をさせていただいて、条例全体の見直し、事務を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） ログキャビンがありまして、宿泊施設があるんですが、やはり行ってみたらおわかりになると思うんですが、入り口からやはり先ほどの話じゃないですが、草刈り等の管理もいりますし、40年もたった老朽化した管理棟はとてそこへ入って手続していけるというような施設でもない現状では思います。そして、キャンプ場としてもいろんな火を使って煮炊きするとか、いろんなそういう施設も屋根のほうが悪くなっていたり、本当に大変な施設だと思っております。

そこで、先ほど町長が言われたように、キャンプ場としての機能とそういう山、入山されての機能、いろいろな目的を持つてはられる方がおられると思うんですが、その辺をしっかりと精査しまして、キャンプ場として宿泊施設をもう一度考えてみるとか、本当に差し迫っている問題で

はないかと思われまますので、産業課のほうにおいてしっかりと管理されたらと思います。

次に、町道木部谷線についてお伺いします。

長年かかりました改良工事も終わり、安蔵寺山を目指される方々、車がふえたように感じております。この町道木部谷線は、林道安蔵寺山線と津和野町の町道、横道へ行く町道とつながっております。そこを目指されて、安蔵寺山を目指されて来られる方がたくさんおられるんですが、観光看板の設置とか、これは松乃湯さんの入り口の周辺に立てられたらいいかと思うんですが、時々どう行きゃいいんですかと聞かれたりするんですが、看板等も設置されたらと、高尻からでなく安蔵寺山を目指される今の木部谷を上がって林道を通って安蔵寺山へ行って、おりにこられてという方もたくさん見受けられますので、その辺も考慮されたらと思います。

また、大変勾配のきつい町道ですが、今年の改良区はまだいいんですが、その前、前年、前々年の改良区は木が茂りまして道路上に覆いかぶさりまして、5メートル道路と思われまますが、狭く感じまます。そして勾配が急なため、側溝もかなり詰まってくるのではないと思っております。また、これは峠付近で町の作業道の入り口もあるんですが、ここにその作業道入り口に通行禁止の看板が立ってまして、これより先は林道用の作業道なので、危険につき関係者以外の車両は通行をお断りしまます。島根県吉賀町、連絡先は産業課と電話番号が書いてあります。これ、ただ草が茂って入れるような状態ではないんですが、通行止め、通行禁止にするということになれば、バリケードとか入れないような状態にしておいたほうがいいんじゃないかと思われまますが、この辺の管理についてお伺いいたしまます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、町道木部谷線についてお答えをしたいと思います。

当該路線につきまましては、安蔵寺山登山の入り口にあたりまして、数ある登山ルートの中においても標高1,000メートル付近まで自家用車で登れる手軽さから、利用客の多いルートの一つとなっております。昨年春に第2期工事となります口屋地区から町境までの山間部1.9キロメートル区間の改良工事が終了いたしました。平成9年に着工いたしましてから、20年間の期間を有したわけでございます。その間、多くの皆様に御不便と御心配をおかけいたしました。この場をお借りいたしまして、おわびと御協力に対してのお礼を申し上げたいと思ひまます。

さて、御質問でございますが、まず観光看板の設置についてでございます。当該路線は、登山ルートの一部にとどまり、そのほとんど約15キロメートルが、お隣津和野町の林道安蔵寺線が有している状況でございます。林道内にも案内看板が設置されておりますので、津和野町と協議をさせていただき、必要に応じて検討してまいりたいと思ひまます。具体的な場所のお話もございましたが、新規の設置箇所も含めて検討させていただきたいと思ひまます。

次に、草刈り、それから側溝管理についてでございます。

先ほども申しましたとおり、当該路線は安蔵寺山への重要な路線でございます。不特定多数の方に御利用いただくということもございますので、草刈りそれから側溝等の道路管理につきましては、万全を期してまいりたいと思います。特に、山間部は民家もないわけでございますので、草刈りにつきましても直営による作業を念頭に入れまして、地元自治会と協議をしてみたいというふうに考えております。

次に、当該路線に接続しております作業道への立入規制看板の設置につきましてでございます。先ほど、具体的な表示の御紹介もございましたが、作業道を直接管理している方やあるいは他団体が管理しているものもあるようでございますので、再度確認をいたしまして、必要に応じてわかりやすいものにしていくように検討、そして地元の方と協議を重ねてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 林道安蔵寺山線も、津和野町側の町道も草刈りなどは、私が行ったときにはされていたんですが、吉賀町側はまだされていなかったもので、早急にされた方がいいんじゃないかと思いました。それで、先ほどの作業道の処置ですが、この町道木部谷線と林道麦山線がつながってまして、麦山側にはテレビ塔関係で古迫麦山線という林道で、その入り口のところに約3キロメートル先林道終点で通り抜けができませんという表示がされていましたが、そのようにそこもちゃんと入れないところは入れないような管理をされておくほうがいいんじゃないかと思います。

次に、3番目で運転免許の自主返納支援事業についてお伺いいたします。

これは、思いは町内で運行する全てのバスに乗れるように石見交通さんも走っていますが、ということと、介護といいますか、介助されて一緒に乗られる方にも利用できないかという質問をさせていただきました。吉賀高校生の通学に生活バスと石見交通バスの利用券が出されていますが、これと同じようなシステムで、何かそういう方法で支援できないでしょうかという思いで質問させていただきました。まず、ここまでお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、運転免許自主返納支援事業についてお答えをさせていただきますと思います。

現在、吉賀町内に運行する路線につきましては、六日市交通、柿木産業、石見交通、スクールバス、それから岩国市営バスの5つが運行しているという状況でございます。年間バス利用券の対象路線につきましては、六日市交通、柿木交通、スクールバスの3つが対象ということでございます。

岩国市営バスについてでございます。制度導入前に岩国市と協議を行っておりますが、現在、岩国市内を走りますバスに、こちらの場合は70歳以上を対象とした高齢者割引を実施しております。こちらの六日市から旧広瀬、こちらの間でございますが、六日市錦線との整合性がとれないということから、現時点では対応が困難であるというような回答をいただいております。これは、以前、ほかの議員さんからの質問にもお答えをさせていただいたところでございます。

それから、石見交通についてでございます。運転経歴証明書を提示された65歳以上の方に対しまして、バス運賃の半額を実施しております。割引のとなる路線はローカル路線全線のようにございます。したがって、吉賀町を運行いたします広島へ行くバス、広益線でございますが、こちらについては対象外のために対応は厳しい状況でございます。今申し上げました岩国市営バス、それから石見交通につきましては、今回の制度運用の前段からいろいろ協議をさせていただいてまして、現状は今御紹介をさせていただいた内容でございますが、状況が変わってくる可能性もございますので、引き続き担当部局のほうと調整を、引き続き行ってまいりたいと思っております。

それから介護についての話もございました。介護をする人にも利用できないかという御指摘でございますが、運転免許を自主返納した方に対しては有効な手段と思われませんが、一方で、介護にも多種多様の区分がございます。対象範囲の設定が困難であるということや、ずっと以前から免許の更新を行わずに免許を失効した方、あるいはもともと免許を持っておられない方との均衡を考えなくてはならないということも現実の問題としてございます。こういった状況もございますので、この介護の件につきましては、現状で御理解をいただきたいというふうに思っております。こうした運転免許自主返納支援事業に関する御意見は議員の皆様をはじめ、住民の皆様にとりましても、さまざまなものがあると承知しておりますので、今回の議員の御意見も含めまして、今後、さまざまな観点から議論を引き続き行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 介護と申しました、介助と申しましたが、運転免許を戻されて、その戻された、戻すのに体が不自由になって乗るのがやれないから、一緒に介助をして、手をすけてあげて病院とかに行きたいとかいう方の介助という意味でございまして、この生活支援実施要項は目的は安全安心の交通社会の実現を図るという実施要項で、支援の内容はバス年間利用券の発行と、利用料の支払いは申請者数に3万円を乗じた額を生活バス事業者、六日市交通さんと柿木産業さんにお支払いするということだと思っております。一人の人が2つの生活バス路線を利用するということが可能だと思います。これも1年間無料で利用できるんだと思っておりますが、事業者はその一人に対して2つの両事業者が請求できるということになるんだと、これ見たら思わ

れるんですが、これまでの利用者数や各事業者からの請求者数がわかれば教えて、示していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、制度の内容でございますけど、事業者のほうで限定いたしますと、六日市交通と柿木産業になるということで、いわゆる返納された方が申請を役場のほうにされて、それに基づいて役場のほうは年間の利用券を御本人さんに発行する。そして、いわゆるお金の話がございましたが、流れを言いますと、例えば今月利用券を発行いたしますと、翌月、その方に対してのいわゆる経費をバス事業者のほうで役場のほうへ、年間幾らかける人数分ということで請求をされて、それに基づいて役場のほうは事業者のほうへお支払いすると、こういうことです。

それで、少しお話変わりました、六日市交通、柿木産業、両方利用できるわけです。その券を持っていらっしゃれば、ということになると、両方のバス事業者がそれぞれの人数、双方から請求ができるかというお話だろうと思うんです。それは、できません。実はこの制度を導入するときに、そういったことも当然あるわけですから、どうしましょうかといって、バス事業者のほうと役場のほうと協議をさせていただいて、それが適切かどうかわかりませんが、双方のバス事業者のほうで協議をされて今そういった結果になっているということで御紹介しますが、柿木の在住の方にその利用券を発行した場合には、柿木産業さんのほうから請求がある。六日市在住の方に利用券を発行すれば六日市交通さんから1年間分の相応の人数分の請求がと、こういったシステムでございますので、両方から重複して請求があるということは現実問題ではないと。ただ、使うのは、バスで乗降できるのは双方のバスのほうでなると、こういったシステムでございます。

それから、あとはいわゆるどのくらいの方が乗っておられるかというお話だろうと思うんですけど、それぞれ登録を、こちらのほう返納していただく、それに対して交付をするわけですので、その実数と交付が一緒になる。どうも後の議員さんの質問にもあるようでございますけど、一部御本人さんが勘違いをされて二重交付を、申請をされたということがあられるようでございますから、申請をした数とそれから実際交付をした数のところの数が少し違うということもございますが、それはそういった事務的なことでございますので、基本的には申請をされた数イコール交付をした利用券の枚数と、こういうことで御理解をいただきたいと思っております。

それから、実際その利用の年間利用券を使ってどのくらいの方といたしますか、延べですね、どのくらいの方が延べ人数があるかというこういうお話なんですけど、これも実は事業を、この制度を開始する前に、先ほど言いましたバスの運行会社の方とお話をさせていただいて、利用券を運転手さんに提示をして乗るわけですから、実務的なことをいうとドライバーの方がその券をチェックをしてカウントすることは非常に、できない話ではないんですが、何せ料金をいただいてバ

スを運行するということになる、そういった事務といいますか、目視の確認、それからチェックをすると、これはやっぱり安全運行上適切ではないだろうというようなお話がございまして、行政のほうからそういった、いわゆる実際どのくらいのメリットがあるのか、延べ乗降者、お話もさせていただいたようでございますが、事業者のほうとすればそういった安全管理上の問題から、今利用券を使ってどのくらいの方が実際に乗っておられるかというような、いわゆる数的な積み上げができていない状況でございますので、交付の枚数はわかりますけど、実際それを使って町内の方がバスをどのくらい延べ人数で年間、あるいは累積で使っておられるか、乗降しておられるかという数については、行政のほうでは、それからバス事業者のほうも確認ができていない状況でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 柿木地区の方がこの庁舎へ上がってきたいと思って、朝は今の六日市交通の日原線があって上がってこれるのですが、夕方まで帰ることができないと。

そうなると、やはり先ほどの話ではないんですが、石見交通さん、ここを通過されている石見交通さんにどうしてもお願いをして、石見交通さんで使わせていただけるようなシステムを取り入れていただきたいと本当に思っているんですが、私もこの前、石見交通さんのほうへお話を伺いに参りました。先ほど町長が言われたように、ローカル線で高速線は使われないのだと。ですけど、吉賀町と益田から広島へ浜田経由で行く分と、高速バスに関しては使っていないが、あとは津和野町と益田市は半額で返納券を持っておられたらずっと利用できるんだという、お話をお伺いしました。

それで、何で高速線がとお聞きしたんですが、どうしても区別がつかず、一旦ここでおりてもらってまた乗りかえてもらったらいいんですがと言われたんですが、何かいい手だてと申しますか、この町内だけの乗降、新畑口ですか、新畑とこの六日市ゆ・ら・ら間での乗車に限るとか、何か交渉してみてもらって、利用できるような手だてがあるんじゃないかと思われるんですが、どうしてもトップセールスといいますか、町長行って石見交通さんとそういうかけ合いをしてほしいなと思います。

石見交通さんもバス事業者さんですけ、1人でも多くのお客さんが乗ってもらうほうがいいんだと。時刻表や経路、路線といいますか、経由地等も、そういうところから事業者さんも一生懸命、利用者をふやすということで考えておられるということでした。私も、石見交通さんで広島へ行くのはものすごい便利がいいから、たくさん地域の人も利用させてもらっていますという話をしたんですが、町内移動だけでも区別できるような、それで半額の助成がこれずっと、1年でなしにずっと利用できるという半額助成だと思いますので、何とかその辺取り組んでほしいと思います。

このことが町民の利便性を上げる、この上げるということがバス事業者の応援につながりますし、またバス事業者がそれに応えてもらって便数とかふやしてもらえるとまた、町民の皆さんの利便性が向上するという、その相互のいいことになってくると思うんですが、この支援事業をもう一度検証し、見直しし、いろんな角度からここを通過されている事業者さんへ乗って守っていく、また自分たちも便利に生活させてもらうという、そういうお互いがよくなる方策を立ててほしいと思います。

近隣の市町村さんで、28年になるんですが、浜田市さんも免許返納者に無料乗車券とか、敬老乗車券といって半額の乗車券等々も、ここは70歳と書いてありますが、そのようにいろんな支援をされております。本当に困っているんだと思います。上がってくるのは上がってこれるが、帰るのがないからどうしても大変だと思うんですが、バスは走っていますので、何とかそういうこともお願いできないかと思ひまして、もう一度お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） バス運行について、使いづらいというお話だろうと思います。まさにそういうお話も私も耳にしておるということで、ああして地域内交通の検討を今着手をしたところでございます。しばらく時間をいただかないとできないわけでございますが、繰り返して言っておりますように、先行してもしできるものがあれば対策を講じていきたいというふうに思っております。

それで、石見交通のお話が具体のことがありました。今議員のほうから御提案のあった乗りかえの問題、それからこの町内へ限定してのいわゆる適用、今聞きますと制度導入のときに総務課であったり、それから交通体系を担当しています企画のほう、今お話のあったような内容を直接石見交通さんとも協議をしてきたような経過があるようでございまして、それが結果として今の現状ということでございます。

これは石見交通に限らず、もう一つ御紹介をさせていただいた岩国市の生活バスも同様なんですけど、吉賀町の都合もありますし、益田市、石見交通、それから岩国市の都合もあるわけでございますので、それぞれ双方が一致点を見ませんと制度の改正等ができないわけでございますので、引き続き石見交通、特に柿木方面からこちらへ上がられる、それから逆に帰られるとき、非常にバスの時間帯も多分いいんだろうと思います。そういったことで活用できるのであれば、ぜひこういったことにも制度利用させていただきたいというふうに考えておりますので、引き続き岩国、それから石見交通、協議を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 返納者1人に3万円の助成が、お金が運行者のほうへ入っていくという、利用料が入っていくというようになっていると思うんですが、吉賀高校の通学もそうい

うふうに駅から駅で決められて、利用券が配られていると思うんです。そういう返納された方が申請されたら、この駅から六日市までとか、この駅からここまでとかという吉賀高校生徒に発行しているような、利用されているような券も選択できるような、これしかないんだというんでなしに、こっちも使えるんだと。それで、その地域によって自分に使い勝手のいいようなのを選択できるような方法がもしとられるのであれば、そういうのを採用してほしいなと思っております。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、8番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで、10分間休憩します。

午前10時06分休憩

.....

午前10時18分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

9番目の通告者、11番、藤升議員の発言を許します。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、通告に基づいて質問を行います。

まず、本日は自然災害時の情報伝達を万全にという項目と、個人が行う土砂災害防止対策の後押しについて、また3番目に介護保険料の引き下げを求める質問を行います。

最初の質問で、自然災害時の情報伝達を万全にすることを求め、町長に質問を行います。

本日も災害、自然災害に関係する質問が行われ、昨日も3人の方から災害に関連する質問が行われております。この中でも紹介されておりましたように、ことし7月からの3カ月という短期間に日本各地が大きな自然災害に見舞われました。9月6日に発生した北海道胆振地方東部地震、亡くなられた方は41人と発表されております。9月4日に上陸した台風21号、25年ぶりの非常に強い台風と言われております。それで亡くなられた方、11人おられました。また、8月23日上陸した台風20号、そしてこの吉賀町も被害を受けました6月末から7月上旬にかけ、沖縄から北海道まで全国に被害をもたらし、221人の方が犠牲となった西日本豪雨を含む、平成30年7月豪雨がありました。これらの災害により、大変多くの尊い命が失われました。心からお悔やみ申し上げます。また、被災、避難をされた皆さん、関係者の皆さんに心よりお見舞いを申し上げます。

さて、ことし7月3日から7日にかけて、吉賀町の広い範囲に大量の雨が降りました。気象庁の六日市雨量観測所は、この5日間で300ミリを超える降水量を観測し、7月6日は152ミリの降水量を記録しました。吉賀町は吉賀町災害出動体制基準のもと、体制を整え、洪水、土砂災害が発生するおそれがあることから、避難所の開設、吉賀町消防団をはじめ関係各所と協力し、

被害箇所の調査、災害防止対応などを行ってきました。このとき、行政から住民に対してどのような方法で災害に関連する情報を伝えたのか、まずお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、自然災害時の情報伝達を万全にということにつきまして、まず1回目の質問にお答えをしたいと思います。

7月初旬、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録された集中豪雨時、町が住民に対して行った情報伝達についてお答えをさせていただきたいと思います。

なお、町が住民に対して発信した情報につきましては、気象台が発表した気象情報や公共交通機関の運行状況、道路の通行規制情報、イベント等の中止情報、避難勧告等の情報、避難所開設のお知らせなど、災害にかかわる情報をさまざまな情報手段を活用し、住民に対し発信をしているわけですが、ここでは避難勧告等の情報と避難所開設のお知らせについてのみ触れさせていただきたいと思います。なお、いずれも人命にかかわる重要な情報であることから、情報伝達手段は同様の方法をとっておりますことを申し添えておきたいと思います。

吉賀町が住民に対して発信した情報伝達手段につきましては、まず1つとして防災行政無線による放送、2つ目としてCATV、ケーブルテレビによる文字及び音声放送、そして3つ目としてホームページの緊急情報ページに掲載をしたということ、4つ目として緊急速報メールあるいはエリアメールなどの携帯電話によるメール、5つ目としてNHKや民放テレビによるテロップ放送、そして6点目として消防団や民生委員、自治会、自主防災組織等の団体を通じた声かけ、こういったものとなっております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） さまざまな方法により情報を出していただいているということで、お聞きをいたしました。その中で今ありました緊急速報メール、エリアメールの関係で質問を行います。このように会社によって呼び方は異なっておりますが、緊急地震速報、避難勧告などの災害避難情報を対象エリア、ここでいきますと市町村単位であります。市町村単位で区域内の携帯電話やスマートフォンに配信するサービスを吉賀町も取り入れ、先ほどありましたようにこのたびの大雨に際しても避難準備、高齢者等準備開始、また避難勧告などの情報発信がされました。国は、災害対応におけるソーシャルネットワークサービス活用ガイドブックを作成し、市町村などに情報提供しております。

この中で、自然災害時に行政から住民の携帯電話やスマートフォンへの情報発信を行うこととあわせて、住民が発信する情報を収集、分析し活用することにより、避難指示や被災者への支援により効果的に対応がつけられるということを言っております。

ことし2月に防災行政無線、吉賀町の防災行政無線ですが、全域において設備更新を行う計画

が示されております。今年度基本設計を行い、2021年までの3カ年で設備更新を行う予定で、事業費総額が約6億円と見込まれるということです。これにあわせて、災害時における情報伝達の方法を双方向でより正確に早く行うため、携帯電話やスマートフォンなどへの情報伝達、このことを組み込むことが必要と考えます。このような携帯・スマホを活用した災害情報伝達の方法を発展させることについて町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2回目の質問でございますが、議員の御質問でも触れていたとおり、先ほども御紹介いたしました、緊急速報メールあるいはエリアメールなどの携帯電話によるメール配信につきましては、平成27年6月より携帯3キャリア、いわゆるドコモ、auあるいはソフトバンクでございますが、こういったところに対しましてメール配信できる環境を整備したところでございます。このメール配信サービスにつきましては、メールを配信する時点で吉賀町内におられる全ての携帯電話ユーザーに対しメールを配信するプッシュ型の情報伝達となっております。

一例を申し上げますと、メールを配信する時点で、中国自動車道等で吉賀町内を走行していた場合、その方々に対しても先ほど申し上げましたメールの配信をするというサービスでございます。したがって、当メール配信サービスは市町村が発令する避難勧告等、人命にかかわる情報しか配信できないサービスとなっております。来年度以降、御紹介もございましたが、防災行政無線の設備更新を控えているということから、議員御指摘のとおり今後は登録型のメール配信サービスやツイッターあるいはフェイスブック、こうしたソーシャルネットワークシステムを活用して気象情報や注意喚起等、防災にかかわる情報を配信するサービスの検討を具体的に行っていきたいというふうな予定でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） より具体的に取り組みをしていただけるということですが、要介護状態である方や障がいのある方など、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針というものがありますが、この中で避難のための情報伝達として防災無線や広報車、携帯端末等々の手段を組み合わせるといふことと、障がいの区分に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行うこととしております。携帯電話・スマホ等を持たない住民への情報伝達を求めているといふふうに理解をしております。

また、吉賀町の防災計画でございますが、この中でも避難行動要支援者及び支援関係者に避難指示等が確実に伝達できる手段、方法を事前に定めておくといふふうにあります。自主防災組織が町内で6団体結成されております。結成されていない地域においても災害時の避難に支援を要する一人一人に正確な情報を伝えることができる取り組みを求めるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3点目の質問についてでございます。

先ほどもお答えをいたしました複数の情報伝達手段を用いて、漏れなく情報が伝わるよう努めていかなければならないわけですが、この情報伝達手段の中で、特に効果的なものは消防団や民生委員、自治会、自主防災組織等の団体を通じた声かけであろうというふうに考えております。いわば人を介した、人を通じた情報伝達ということでございますが、こうしたことがより組織的に有効に機能するように、自主防災組織の組織化を最重点課題として位置づけまして、組織化に向け各地域において出前講座、あるいは防災訓練等実施をして自主防災組織の立ち上げに向け支援をしてみたいと思います。これまで同様の取り組みを続けていきたいということでございます。

また、冒頭のところで御紹介がございました国の取り組み指針、これは平成25年に内閣府が策定をした指針であるというふうに思っておりますが、この中でも要支援者に対しては個人ごとの個別計画をつくりなさいと、こういった触書があるわけでございますので、これに沿って対処していくということも配慮してみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 本当、直接の声かけというのが重要であるというふうに考えます。自治会、集落といった身近な範囲で情報が伝えにくい人、自力での避難に困難を伴う人のために支援を行うことができる体制をつくるために、本来なら、自主的にそれぞれの地域で話し合われるのですが、家押しで地域の役が回ってくるころでは、難しい面もあります。

先ほど町長からもありましたように、自治会長会議、また出前講座、各種の訓練などで自主防災組織の設立など、呼びかけをされております。個々それぞれの地域で話し合いが行えるよう、行政からの援助を行うことにお聞きをするところであります。私は組の役を決めるときに組の役の中に防災担当という新たな役づきを、私たちの地域の中でのことですが、そういうものをつくって意識づけをする、こういうことをして来年度からの自分たちの集落での防災、取り組んでいきたいと考えておりますが、行政からの援助、地域での話し合いに対する援助をさらに強めていただきたい。

今、私が紹介したような役の中に防災担当、こういう自主防災組織をつくるに越したことはないとは私は考えておりますが、そこまでなかなか行きつかないところでも、防災に対してしっかりと地域に位置づけられた人を置く、そういうことで一人でも二人でも避難の支援をする、そういう取り組みが重要ではないかと考えますが、町長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろな御提案をいただきました。私以前、数カ月前に町長コラムだ

ったと思いますけど、地域力のことを書かせていただいたとき、実は地域力というのはいろいろ定義づけが諸説あるようなんですが、私はやはり地域が持っている潜在力であって、そして総合力だというふうに私は思っています。それがまさに防災、減災をどれだけ地域の自治会でできるかということにもかかってくるんだろうと思いますけど、今具体的な御提案がございましたけど、自主防災組織をつくるに越したことはないわけですが、それに至らず自治会の組織の中へ防災担当とか、そういった役職を設けるという御提案もいただきました。これは非常に有効な手段だと思います。

先ほど6番議員の御質問の中にもございまして、どんな小さいエリアであっても、範囲であっても自主防災組織の勧誘の説明をということであれば、担当の総務課の職員が出かけていくわけでございますけど、そういった折にもそういったことをまず自治会の中で始めていただくというお話も非常に大事なことだと思いますので、それはまた担当のほうでそういったことも含めてお話をさせていただくということをお伝えをするということをお約束をしたいと思います。

それから、仮にそういったときに、自治会の組織の中へ防災担当とか役職をつくった折に、財政支援も含めてというお話だと思いますけど、そこはまた今は自主防災組織をつくるという大前提の中でやって、組織率をまず上げるという全町的な目標があるわけでございますので、それが第一義的な手法、それから目的、目標として対応させていただいて、そういったまだ機運がまた全町的にあるのであれば、制度改正も必要になるわけでございますが、まずは自主防災組織をつくっていただくという働きかけと、それに至らない場合は、今議員のほうから御提案のあったような形で対応していただくという働きかけ、お願いをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、次の質問に移ります。

個人が行う土砂災害防止対策の後押しを求めるということで町長に質問をいたします。

この質問のきっかけになりましたのは、朝倉のひとり暮らしの方の家の裏が崖になっておりまして、7月初めの豪雨のとき普段は何も出ないところから水が噴き出し、家への浸水を防ぐために消防団で土のうを積みに行ったことによります。

建設水道課の職員の方にも現地を見ていただいたところ、いろいろな条件から判断して、町としては崖崩れを防ぐ工事への対応はできないという返事だったと記憶をしております。災害対策基本法の第5条に市町村の責務がございまして、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとあり、第8条の施策における防災上の配慮等では、国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならないとあります。

横浜市には、崖地防災対策工事助成金交付要綱があり、地盤面からの高さが2メートルを超える崖地、被災想定家屋がある崖地の2つの条件に当てはまるところのほか、相当の危険性があり、緊急に対策工事が必要であると市長が認める崖地は、計画承認対象地として工事費の3分の1以内で一定の補助を行う仕組みがあります。ほかにも、人口が6,500人ほどの長野県阿智村は崩壊により居住用の建築物に被害が及ぶおそれがある崖地の対策工事に補助する制度をつくっています。県や町が行う工事の対象にならない災害防止対策を行う個人等に対し、住宅改修促進事業補助金のように一定の補助などを行い、災害防止対策を行うための後押しを求めますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして個人が行う土砂災害防止対策の後押しをということについて、お答えさせていただきたいと思います。

個人が行う土砂災害防止対策の後押しにつきましてでございますが、現在、島根県におきましては県内全域について32年度をめぐりに土砂災害、特別警戒区域の指定に向けた作業が行われております。吉賀町におきましても、その作業が行われておりまして、旧柿木村エリアにおいては、ことし2月に地元の説明会を実施をしたところでございます。旧六日市町エリアにつきましても、作業が現在進められておりまして、今年度中の地元説明会を予定しているところでございます。吉賀町内の指定箇所が出そろいましたら、その時機を見て議会にも内容のお示しをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。さて、この特別警戒区域に指定されますと、住宅補強支援事業やその他の支援を受けることができます。

当面は、関係条例など例規の整備を行うということとともに、同時並行でこれら警戒区域指定の流れを見ながら、指定後は支援事業の活用の実情に応じて、必要であれば吉賀町としての単独支援事業について検討していく考えであることを申し添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 吉賀町には土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンと言われるところが594カ所、そして今町長よりありました土砂災害特別警戒区域数、今調査中でありまして。ことしの3月末では、県は途中経過として122カ所としておりますが、県内の状況から見ますと全体で吉賀町200から300カ所が特別警戒区域となるというふうに見込まれると考えております。

私が質問しましたのは、この特別警戒であるなしに関係なく、特別警戒区域に該当しないところにおいても崩れる可能性があるところ、ほかの多くのところでは例えば崖地という場合に、3メートル以上という条件がついていたり、もっと大きい範囲であったりするわけでありましてけれども、裏山2メートル程度よりも低い崖地であっても、その崖地から水を含んだ大量の土砂が家

に入り込む、そういうことを防ぐために、自力で対策をしようとする個人に対して、何らかの後押しをする、そのことが被災をしないことにつながる、このように考えておるわけであります。

土砂災害警戒区域であって、県が危険とみなしたところに対して、何らかの対策を住民の生命、身体及び財産を災害から保護するという視点から、改めて検討することを求めますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど通告の中でも御紹介がございましたが、横浜であったり長野県の阿智村であったり、レッドゾーンとは関係なく、崖地の定義づけをして2メートル以上とか、そうしたことで横浜市の場合ですと400万円、それから阿智村の場合で50万円ですか、助成制度があるようでございます。

先ほど答弁させていただきましたように、まだレッドゾーンに限定をしてお話をすると、旧柿木エリアのほうだけが今明らかになって、旧六日市が今年度中ということでございます。それに伴って全町同じレベルになって、それに対する支援事業が発動されると、こういった仕組みでございますので、その状況を見ながら私が先ほど答弁した町の単独事業を検討していくというのは、議員が通告をされた内容の趣旨に沿うものの回答でございますので、そのところは御理解をいただきたいと思えます。

まず、全町的な条件が均等に公表されて、そして制度が運用されて、その状況を見てということでございます。確かに、先般の7月の豪雨のときにはそういった事例がございまして、消防団の方が大変土のうを積んでいただいたり、御苦労をおかけしたわけでございますが、そういったところが少しでも減るように全体の状況が整った段階で検討させていただきたいという趣旨でございますので、御理解を賜りたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） しっかりとした取り組みを求めるわけであります。

続きまして、最後の質問に移ります。介護保険料の引き下げを求めるということで質問を行います。

昨年の9月に、中谷前町長に、そしてことし3月に岩本町長に保険料の引き下げを求め質問をしております。前町長は、介護保険料の単独減免の実施状況について、平成26年4月1日において512保険者が実施している。うち481保険者、93.9%がその財源を一般会計繰り入れではなく、介護給付費準備基金の繰り入れにより対応していると答弁しておられます。残りの31保険者は一般会計から介護保険の会計に繰り入れているということでよいか、お聞きをいたします。

また、保険料の所得段階ごとの平均所得と所得に占める保険料の割合について幾らになってい

るか、答弁を求めます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして介護保険料の引き下げについての回答をさせていただきますと思います。

まず、1つ目の質問にあります介護保険料の単独減免の状況についてでございますが、平成29年9月定例会における回答内容は、国が行う介護保険事務調査の全国集計結果によりまして、平成26年4月1日時点での実施状況について、前町長のほうから御報告をしたものでございます。

これによりまして、保険料単独減免を実施している、通告にもありますが512市町村のうち481保険者が保険料減免の三原則、いわゆる1つは個別申請による判定、2つ目が全額免除をしていないということ、そして3つ目が一般財源の繰り入れを行っていない、この3つの原則を遵守しているとの内容でございます。

残りの31市町村については、三原則を全て満たしていない減免でありまして、具体的に先ほど申し上げましたどの原則を満たしていないのかということにつきましては、確認ができておりません。できません。したがって、通告にありますように31の保険者が全て一般会計からの繰り入れをしているということではないというふうに感じているところでございます。また、31保険者につきまして現段階におきまして当方としてその内容を、事細かにその内容について見ることができない、解明することができないという状況は申し添えておきたいと思っております。

次に、保険料の所得段階別の平均所得、それからそれに占める保険料の割合についてでございます。平成30年本年の7月本算定時点での数値等について申し上げておきたいと思っております。段階ごとに申し上げます。

第1段階が4,220円で779.62%、第2段階が2万3,996円で228.79%、第3段階が8万1,465円で67.39%、第4段階が1万412円で631.96%、第5段階が4万2,815円で170.97%、第6段階が68万6,305円で12.79%、第7段階が150万9,171円で6.30%、第8段階が247万7,991円で4.43%、そして第9段階が556万8,083円で2.23%という状況でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 前町長は、介護保険料の引き下げについて、検討の余地はあると思うが、その裏づけとなるものがまだわからないので、国に先駆けてやるという答弁はできないけれど、考え方とすれば先にやって悪いことではないと答弁をしておられます。ことし3月の質問で、私たちが行った生活アンケートの結果を御紹介をさせていただいているところでありますが、高齢者、障がい者福祉に望むという質問に対し、何らかのチェック、印を入れた方、

181人おられましたが、この中で介護保険料の負担軽減に丸をされた方が128人、7割の方が介護保険料の負担軽減を望まれていました。

このことをお示しをし、町長に質問をしたわけではありますが、この部分に正面からお答えしていただいたというふうには感じることはできない介護保険制度の国民の共同連帯の理念に照らし、法定負担率以上の繰り入れは実施しないという答弁でありました。

一方、国では所得段階が一番低い段階の人を対象に、介護保険の1号保険料について給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減、基準額の5割からさらに下げ、4割5分と軽減強化の第1弾として平成27年4月から市町村民税非課税世帯のうち、特に所得の低い人を対象に保険料の軽減を行い、第2弾の計画もあります。

国は市町村に向けてはやるなど言っておきながら、別枠の公費を投入し、さらに拡大をしようとしているのは、来年に控えた消費税増税に対する国民の批判、反発を抑えるためのものでしかないと言えません。共同連帯という言葉に丸め込む前に、保険料を払う一人一人の存在を意識した制度となっているか、このような検討をしているか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2回目の質問についてお答えをしたいと思います。

介護保険制度につきましては、発足当時社会問題となっておりました深刻な家族の介護負担を社会全体で支える仕組みに転換することを目指し、導入されたと認識をしております。このことが、国民による共同連帯の理念という文言で法律に明記され、国民、国、県、市町村それぞれの負担割合が定められ、保険料の改定にあたっては向こう3カ年の65歳以上の高齢者である第一号被保険者数及び要介護認定者数を推計をし、そこから必要となる介護サービス給付費等の見込み額を算出し、先に推計した第一号被保険者における所得分布を勘案し、標準的な負担額である介護保険料基準額を算定しており、制度発足時から変更はありません。このため、低所得に対しても保険料について一定程度の負担をいただくことはやむを得ないものと考えております。

一方、議員御指摘のとおり近年低所得の負担増加も事実であると認識をしております。この間、国に対し低所得に対する負担軽減策の実施を島根県や他市町村と連携して要望しており、制度発足時や消費税導入時の国による保険料軽減策の実現につながっていると評価しております。今後も、国における保険料軽減策が実施されれば、速やかに対応できるよう準備を進めてまいりたいと思います。また、低所得者支援については保険料の引き下げではなく、実際のサービス利用に影響が生じないよう、町独自事業であるグループホーム家賃助成等による利用負担軽減や介護予防事業等の実施、生活困窮者の自立に向けた総合相談支援体制の充実等により被保険者一人一人に寄り添った制度となるよう、介護保険事業の運営を引き続き行ってまいりたいというふうを考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 改めて、介護保険料の引き下げ、その引き下げた分を一般会計から繰り入れることを求めるわけですが、先ほどの御答弁の中で、一般会計から入れているところの状況についてわからないという答弁でありましたが、平成28年3月に会計検査院が介護保険制度の実施状況に関する会計検査の結果について、衆議院議長に報告をしております。

この中で、調査をした183保険者などのうち、平成21年度から26年度の中で、11の保険者が一般会計から法定負担割合を超える繰り入れを行っていたことと、単年度では7保険者、調査対象の3.8%にあたりますが、7保険者が一般会計から法定負担割合を超えて繰り入れをしており、その理由として保険料基準額の設定にあたり、保険料基準額を前期よりも大幅に引き上げることのないようにしたかったこと、また財政安定基金からの借入金の償還財源を確保したかったことなどによると会計検査院のほうはしております。

また、一般会計から法定負担割合を超え繰り入れをしたことを改めよという指摘はしておりません。国の制度として入れないよということではありますが、改めよという指摘は会計検査院はしておりません。全国に介護保険者1,578保険者あるというふうに聞いておりますが、先ほどの7保険者と調査対象の183を比較した3.8%を当てはめれば、一定数の保険者が一般会計から法定負担割合を超える繰り入れをしているということも想定されるわけであります。このような実態もあるわけですから、改めて少なくとも先ほど町長御答弁されたように、消費税10%に引き上げられたときの準備、しっかりと行うということで御答弁ございましたが、それを早めるということは、私は可能でないかと、ぜひ早めていただき、町独自で取り組みを行っていただきたい。

その国が準備をしている考え方というのは、今第1段階、所得段階で一番低い段階の方、基準額の今4割5分にしておりますが、これを基準額の3割まで下げる。そうしますと今の吉賀町の介護保険料でいきますと、年間3万2,900円が2万1,960円と、1万940円の引き下げになります。第2段階、第3段階の方も保険料の基準額を下げる、このようなことになっておりますので、ぜひとも多くの住民の方、先ほどのアンケートの結果も示させていただきましたが、その声に応えることを求めるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 会計検査院が衆議院議長に対して報告をされたという、以前も少しそういったお話をお伺いをしました。きょうはまた、具体的にお話ございました、平成28年ということになるとわずか2年前、そのときに21年度から26年度まで11保険者が繰り入れをして、単年度でも7つの保険者が繰り入れをしたということで、その報告の中にもそういった方法を改めなければいけないというような指摘はなかったということでございます。そうすると、私

も答弁いたしました。法律でいうところの国民の共同連帯の部分がどうなのかなということになるわけですので、会計検査院が指摘をして、その中でそういったことが触れられていないということですので。

そこは、初めてお聞きをしたところですので、先ほど言いました、冒頭で言いましたように今実質やっている481の保険者の中で云々と、31のところでは三原則を満たしていないという状況もあるということですので。ただそれは、情報として我々が内容を見ることができないということもありますので、先ほどお話のあった会計検査院の報告の内容も含めて県のほうへいろいろ照会をさせていただいて、情報提供をいただけるものであれば、少しやはり状況なり情報を整理をしてみる必要があるかなと思っています。

ただ、最後のところでありますように、現段階において、きょうの段階においてそうしたところの解明が我々できていないわけですので、これまでの繰り返しになるわけですが、一般会計からの繰り入れにつきましては、現段階では実施する考えはございませんということをお知らせしておきたいと思っております。

ただ、今お話のあった会計検査院のことであつたり。法の解釈の部分、これからまた県のほうにもいろいろ照会をさせていただいて、お話をお伺いをさせていただきたいというふうに考えているところですので。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 一番最初の質問の中でも所得段階ごとの平均の所得と、それから保険料の割合について御答弁いただいているところでありますが、所得ですから、今の70万円から120万円の控除をした後の金額との差ですから、本当に少ない収入の人にも所得に対する割合でいくと、高い保険料をお願いをしているという現実がございます。ですから、国も先ほど紹介したように保険料基準額との割合を0.45から0.3に下げたり、また基準額の第2段階の人は0.75から0.5にするということをおっしゃるを得ない、そういう実態について国も言って、認めているわけでありまして。

その中から自治体としての地方自治体の努力で行うと、介護保険料の引き下げを一般会計からお金を投入してでも行うということは、十分検討の余地がある、そして法律的にだめであるということはないというのは、国会の答弁でも何度となく政府側が行っていることでもあります。ですから、先ほど各県等への問い合わせも含め行っていくということでありました。ぜひ急いで取り組みを進めるということ、改めて求めるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 全国には1,718の自治体があつて、1,578の保険者がおられると。とは言っても、その大部分が吉賀町と同じように一般会計からの繰り入れを行っていない。結果

的にそのことによって保険料がやっぱりアップしていくという状況でございます。大方の自治体がそれで対応している。そのやっぱりベースには法律で定めるところの国民の共同連帯という趣旨が入っている。それに依拠をしての対応だと思います。いろいろな会計検査院等の情報もいただきましたので、先ほど申し上げましたとおり、県等への照会をまずは行うというところから始めさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） もともと介護保険制度は措置制度でありました。それを、保険制度にし、保険料で5割をまかなうという仕組みにしましたが、そもそもこの割合の設定そのものに問題があるというふうに私は考えております。少なくとも国の負担割合、これを今よりも10%、1割は引き上げ、その分保険料を下げるという政策が望まれているというふうに私は考えます。引き続き住民の皆さんの暮らしを守るために、また力を尽くすことを申し上げて一般質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、9番目の通告者、11番、藤升議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前11時12分休憩

.....

午前11時22分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

10番目の通告者、5番、中田議員の発言を許します。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 5番の中田元でございます。きょう、2問の通告をしておりますので、2問ほどただいまより行います。質問を行います。

まず、1問目の益田・岩国間の高速道路建設についてお伺いをいたします。

このことにつきまして、私は27年、28年と2回の定例会において、この件について質問をさせていただいております。この質問は、私の思いとして山陰と山陽を高速道で結び、吉賀町を島根県の名実ともに西の玄関口として活性化を願うからでございます。御存じのとおり、当町から益田市、岩国市へは約1時間半程度時間がかかると思います。特に、岩国方面の国道、187号線は歩道もほとんどなく、曲がりくねった道路で危険箇所がたくさんあり、一昨年に続きことしも岩国市美川町で通行止めとなっており、ことし中は美和町経由の迂回路を余儀なくされるそうでございます。高速道ができましたら、私の思いではおおむね30分ぐらいで六日市から益田・岩国へ行き来できるのではないかと考えております。以前も申しましたけれども、町の人口ビジョンの統計を見ると、古い統計でございますが、平成22年でございます。益田・岩国

を中心として吉賀町への通勤、通学が約370人、吉賀町から益田・岩国方面へ320人と約700人の流動人口があるとのことでございます。

前中谷町長は、道路がよくなると人口のストロー現象が起きる可能性もあるが、大都市周辺では人口の増加傾向があり、施策次第ではよくなるのではというふうに言われたように思います。そして、益田・岩国間の道路建設は必要であるとの認識から、管内の3首長、益田、津和野町、で話し合い期成同盟会をつくって誘致運動をされたと伺っております。

しかし、益田市は優先課題として山陰道の早期着工、開通、岩国市も基地問題などあり、できれば経済界の活動を優先したらどうかということで、商工会等に持ち掛けているというようなこともあったようでございます。

そこで、町長に伺います。岩本町長も、地区座談会等で前向きな、このことについてのお話をされているとお聞きしておりますが、現在の課題や今後の方向性などをお聞きいたします。最初に、申し上げましたが、岩国六日市間の国道が特に悪い状況であり、六日市岩国間の早期の高速誘致を促進するとか、分けて考える必要があるのではないかと考えますが、その辺のことについて町長にお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、益田・岩国間の高速道路建設について、少し長くなるかわかりませんが、状況を説明させていただきたいと思います。

前中谷町長のときからの引き続きの御質問でございしますが、私が町政を預からさせていただいてからの課題と方向性についてお答えをさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、町政座談会の場におきまして、吉賀町を中心にして益田市、岩国市を南北に結ぶ新たな道路の考えての一端をお話させていただいているところでございます。これは、益田管内だけにとどまらず、岩国市も視野に入れた県をまたいだ各拠点間の物流と、もう一つは管内地域資源を生かした人的交流などによる地域活性化を目指すという視点に立った大きな構想でございします。

さて、御質問にあります課題につきましては、このような大きなプロジェクトの計画、立ち上げには一つの自治体だけの取り組みではいささか力不足でございします。計画を進めるためには、最低でも管内を挙げての取り組みしていく必要がありますし、最終的には県外でございしますが岩国市も含めた、このエリア全体の意思決定が求められていくものと考えております。しかしながら、現在、高規格道路を取り巻く情勢は、御承知のとおり山陰道の早期着工、全線開通に県を上げて取り組んでいるところでございまして、私が今描いておりますような当該道路構想の大々的な要望活動を展開するには、条件的にそぐわない時期ではないかというふうに考えております。

また、益田市には山陰道の益田エリアの早期事業化の問題や既に地域高規格道路候補路線に位

置つけられております益田廿日市道路計画等の絡みもございます。それから、御紹介もございましたが、お隣の山口県の岩国市は米軍対策事業等があるわけがございます。各自治体さまざまな事情を抱えている状況の中で、意思統一を図れるのかが当面する大きな課題でございます。

そのような中におきまして、これからの益田管内の道路ネットワークを考えるため、管内のこれは益田市、それから津和野町、吉賀町のことでございますが、管内の道路担当部署の事務方の勉強会を定期的開催しているところでございます。この場におきまして、今後の益田管内の道路のあるべき姿、こういったことを検討しまして青写真としてまとめていくこととしておるわけでございます。現在、島根県が進めております広域道路整備基本計画の見直しにおいての一助になればとの考えもあるところでございます。その内容を参考にしながら、管内首長の意思決定を図っていくことができると考えているところでございます。

それまでの具体的な取り組みといたしましては、地道ではございますが、県土木協会や町村会、鹿足土木協会の要望書の中に次期道路ネットワーク構想を盛り込んでいただくとともに、当面山陰道の早期完成に向け、関係自治体と協力しながら取り組んでいく考えでございます。国道187号の山口県側の脆弱性は認識しておるところでございますが、昨今の新たな道路計画の重要な鍵となるものは、道路によってもたらされる地域像を想像し、それによりどのような経済効果がもたらされ、地域活性化につながる可能性があるのかが問われているところでございます。

益田・岩国道路の実現に向けまして、さまざまな多くのハードルが存在するのも事実でございます。一つ一つクリアしながら、10年、20年、そうした長いスパンでの取り組みをしていながら、山陰道完成後には当該道路の実現となるよう、取り組んでいきたいと思っております。議会におかれましても、お力添えをいただきますようお願い申し上げておきたいと思っております。

以上申し上げましたように、これまでこの圏域として取り組んできました山陰道の早期完成を目指しながらも、私が申し上げておりますいわゆる益田・岩国間のアクセス改善については、事務レベルでもさまざまな角度からその可能性についての検討を始めているところでございます。この点について、御理解をいただきたいと思っております。

なお、この件については行政サイドだけではなくて、将来的にはやはり経済界の御協力が必要と考えております。このことについても配慮をしながら、この事業、構想について実現に向け進めてまいりたいと思っております。それから、通告の最後のところで、益田・岩国間のうち、特に道路事情の悪いこの吉賀町から岩国市までのこの間の優先的にとという御提案もありました。しかし、山陰・山陽を結ぶネットワークづくりという趣旨からいたしますと、区間あるいはルートに分けた取り組みは適切ではないというふうに考えております。あくまで益田、吉賀、そして岩国市、この一帯のルートの中でそうした構想の実現に向けて、一括で取り組んでいくのが適切ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） この益田・岩国間の高速道路ということで、とてつもない、同僚議員も大きなことをいうのというようなことをございますけれども、実際には町内も私がこうして取り上げるのも、あのことはどうなったかというようなことを、私のほうに聞いてくることがあります。そういうことから、今の現状あるいは課題等につきまして、町長にお伺いしたところでございます。

実際に、この1年、2年でこのことが実現できるとも私も考えておりませんが、できるだけ益田、津和野、岩国といったところの首長さんとしっかり連携取りながら、また県とも連携をとりながら、一日も早い基本構想というものに取り上げてもらえるように、御努力願ってこの質問をしておりますので、その辺のこと、町長並びに執行部の皆さん方が取り組んでいただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。というようなことで、特に質問ということとはございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 補足になるかもわかりませんが、先ほど御紹介しました事務方でこの管内で勉強会をしていただいていると、本当に今一生懸命やっけていただけていまして、益田市と津和野町とそれから我々吉賀町と、それからあとは県の土木の関係、事務所が入っていただいて、勉強会をしていただいているということでございます。益田・岩国道路を視野に入れた取り組みということで、幾らか今事務方のほう整理をしておるところでございまして、先ほど御紹介をしましたが、益田は早くから益田廿日市の道路を候補路線化、これ地域高規格道路の候補路線ということなんですけど、一方岩国・益田間の道路につきましては、今の段階でいいますと、広域道路というような位置づけになっておりますので、そうしたところを今からどういうふうに事業展開なり、路線の決定にしていくかというところを勉強しているということをお理解をいただきたいと思ひます。

それから、要望していくというお話もさせていただきました。実は、鹿足土木協会で毎年要望しておるわけでございますが、ことしも8月に津和野、吉賀の首長と議会サイドで県のほうに対して、知事、県議会、それから土木関係のほうへ要望活動をさせていただきます、実はもうその中に既にちょっと私読み上げますが、この益田・岩国道路の基本的な将来像もう既に活字として明記をさせていただきます。

読み上げますが、「山陰道の早期完成をお願いいたしますとともに、完成後の山陰道を利用し、西部地域の山陰と山陽を結ぶ益田・岩国道路という新たな道路網構想を軸に、物流と人的交流による地域活性化の可能性を模索していきたいと考えております」ということで、活字としてもう既に県のほうにも要望の中へ入れさせていただきます。大前提は、まずは山陰道を、ミ

ッシングリンクを解消するというのが第一義的な目標でございますので、まずそれをやった後に、次の益田・岩国間のその道路の構想が実現となるように、早い段階から今こうして声を届けているというところでございますので、そういったところは御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 町長、1点だけ質問しますが、益田廿日市道路というのは、六日市を通っての廿日市という路線になるんですかね。どういう構想なのか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 足らずとか、間違いがあつたら建設水道課長のほうへ訂正をしていただくといけませんけど、私の認識は188号線の益田廿日市ルートですから、この吉賀町を通るルートではございません。そのルートが、結局先ほど申し上げましたように、地域高規格道路の候補路線ということで、早くからその認定を受けておると。益田、吉賀を通って岩国に出る道路は、広域路線ということで交流促進型ということで認定がされておるということでございます。

申し上げました益田廿日市道路につきましては、候補路線には位置づけをされておりますけど、御案内のとおり県境付近で今通行止めになって、その計画自体も現在止まっている、中止をしている状態なんです。それだからということではないですけど、やはり今の路線がどうか、その代替というか、そのためにもこちらの9号線187を通って2号線を出て、瀬戸内に出る。こういったところは大きいには可能性はあると思ってるんです。そういったところを想定をしながら、これからも事務方のほうでしっかり検討なり勉強していただくということでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ありがとうございます。それでは、質問2問目に移ります。

先ほども同僚議員からこのことにつきまして質問がございましたが、ちょっと私変わった、同じようなことかもわかりませんが、高齢者の運転免許証返納についてということで、質問をさせていただきます。

まず、この免許証返納につきまして、広報等でも周知がされておりますけれども、この制度について要綱をちょっと読まさせていただきたいと思います。この高齢者運転免許自主返納支援事業というのは、28年6月の一般質問から始まりました。この事業の要綱として第1条として、目的とありまして、「運転免許を自主返納した高齢者に対する支援事業について定め、運用することにより、安全安心の交通社会の実現を図ることを目的とする」とあります。2として第4条、「支援の内容は自主返納者1人に対し、1回のみ行うものとする。バス年間利用券の交付、利用範囲は町内事業者が運送する吉賀町生活バス路線に限る。広域線に関しては新畑のバス停までとする。」3として、全部は読み上げておりませんが、第10条として利用料の支払いとあります。「生活バス路線を運送する町内事業者は、毎月10日までに高齢者運転免許自主返納支援制

度請求書、様式4号に前月分の申請者数に3万円を乗じた額を町長へ請求するものとする」とあります。

この要綱は、28年の6月に私のほうから一般質問しましたけれども、この要綱は28年の4月1日にさかのぼって適用するという事になっていると思います。28年度の、これ私ほかの予算書、29年度の予算のときでしたか、質問した折にありましたけれども、28年度の返納者は7名だったとお聞きしております。それから29年度でございますが、29年度というか、29年の1月1日から12月31日、1年間でございますが、吉賀町で返納者が29名、年度でいうと29年度でいうと26名というふう聞いております。免許の保有者数です。29年度ですが、1,641名、高齢者がですね。28年度は1,605名というような数字でございましたが、ふえておるといふようなことかと考えます。この10条について、私が要綱に特に疑問に思うんですが、当初のこの要綱ができるときに、説明では返納者の人数分を事業者に支払うと言われたように思いますが、いかがかということでございます。

それから、この3万円の行先でございますけど、例えば私が免許証を返納して1回でもバスに乗ると、事業者が翌月に3万円を町のほうに請求する。そうすると、3万円を町が支払うということに今の10条の要綱からいくと、そういうふうなことになるのかなというふうになりますが、この要綱ですね、私どももこの要綱について議会で了解を、採択をしておるわけでございますので、今さらというふうに思いますが、どうもゆっくり考えてみると、どうもこれでは、この制度では返納者への、免許証の返納者へのメリットが少ないというふうに考えます。このことについてもお伺いいたしたいと思っております。

最初に申し上げましたように、この免許証の返納、目的というのが安全安心の交通社会を実現することを目的とすると、あるということからやはり免許証の返納した方が、いかにメリットがあるかということがないと、この返納制度というものが効果がないんじゃないかというふうに思いますが、その辺のことを私は主に強調して言いたいというふうに思っています。

それから、2点目でございます。先ほども同僚議員のほうからありましたが、立河内・幸地地区について町内事業者いないというため、岩国市と協議するということでしたが、町長の回答では現在協議中であるというような返事ではございましたが、今後変わる見込みがあるのか、実際立河内・幸地でもう28年度うちに返納した方もおられます。何とか、こういう事業ができるからおばちゃんもうちょっと待ってねって話もしたんですが、実際には全く使えていない。タクシーを雇わなければならないというような今状況になっているわけでございます。

そのようなことを考えていただきまして、この岩国市との協議、何とか早く協議を進めていただきたい。同じようなことになるんですが、この最後の6月定例会で、吉賀町の地域公共交通活性化協議会条例が制定されております。錦町・六日市間のバス路線について、このことについて

の協議会で協議されることとは思いますが、もしこの錦町バス路線が残るとすれば、吉賀町のこの路線に向けてデマンドバスを路線に突っ込んでいくことはできないのか、その辺のこともについても先ほどの例もありますので、ぜひともデマンドバスの運行ができるかどうかということも、今すぐ返答できるかどうかわかりませんが、その辺のことを検討できるかどうか御返答をお願いをしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 高齢者の運免許返納についてということでございます。若干、通告の内容と変わっておりますので、もし私の方の受けの関係で間違いがあったらまた御指摘をいただきたいと思います。

まず、説明の中でありました返納者の人数分を事業者を支払う云々というお話でございますが、きょう前段の7番議員のときにも幾らかお話をさせていただきましたが、29年度の免許、吉賀町のこの制度にのっとり返納された方は17名、17人の方に当然利用券を交付をさせていただいております。

それから、今年度、7月の末段階での集計でございますが、65歳以上の返納の方は実質は今10人、10人の方に利用券の交付をしておるということでございます。それで、バスも実際その方がどれだけのバスを使われたか乗降回数につきましては、あのときも申し上げましたようになかなか事業者の方の事務的なこととか、安全走行を担保するということから、そのカウントができていないということはお話をしたとおりでございます。ということでございますので、実際そのバスを乗るたびごとにということではなくて、1回申請をされてそれによって利用券を交付をいたしますと、向こう1年間は1人当たり3万円で、極端なことを言えば、バスを使わなくても事業者のほうには3万円入りますよ。1回でも100回でも、100回以上乗っても3万円という定額ですから、そのお金がバス事業者のほうへ支払われるということですから、利用券掛けの3万円の金額が、六日市交通、もしくは柿木産業さんのほうへ入るところといったシステムでございます。

それから、メリットという話がございましたが、先ほど言いましたように3万円を吉賀町からバス事業者へ払うわけですから、その1回の乗車でどのくらいの金額か、数百円だと思いますけど、それをじゃあ3万円で割り込んだときに、その回数分以上乗ればメリット感が出ると、こういうことだろうと思いますけど、なかなかそれだけの回数はできないかと思えますけど、それはやはりバス事業者に対するお世話になっている部分の金額も含まれているという理解をしなければならぬと思いますけど。

ですから、申請をされて利用券を交付を受けた方はいわゆる実費の支給なしに何回乗ってもいいということになるわけですから、メリット感はしっかりあるだろうと。ですから、もうしつ

かり使っていただくということに尽きるんだろうと思います。それから、立河内・幸地地区に限定指定のお話でございまして、岩国市のバスについては7番議員のときも申し上げました、今回の対象になっていないということで、大変御不便をおかけしているのは重々承知をしているところでございます。当初、制度を入れる段階で岩国市とも、担当部局ともお話をさせていただきましたし、それから錦の総合支所のほうとも、いろいろなお話をさせていただきました。現状はそのとき申し上げましたとおりでございまして、今、岩国市が行っております制度との差異がある関係で、なかなか整合性がとれないということで、現行今吉賀町がしておりますような自主返納制度についての運用ができていないというのが、現状でございます。

結果的に今のその段階から制度の内容ストップをしておりますけど、これは引き続き岩国市のほうと、引き続き協議をさせていただきたいということでございます。以前、5番議員のほうからも、それにかわる代替の措置をというお話もございました。これもなかなか進んでいないのが現状でございますが、岩国市との協議が今からどうなるか、それにどのくらいの時間を要すかということも勘案をして、仮にその代替措置がもしできるのであれば、当然検討させていただきたいと思っております。まずは、岩国市との協議状況を見据えていきたいということでございます。

それから、6月のところで条例を制定させていただきました吉賀町地域公共交通活性化協議会条例、この中で今お話がありますような、吉賀、六日市と錦との間のバス路線についても協議をされるのかどうかということでございますが、その協議会の中ではこの路線については対象外でございます。ただ、ああして吉賀町全体の地域交通のあり方を検討を始めた、全町エリアでやるわけですから、この路線ということではなくて、吉賀町全体の路線の検討をするわけでございますので、当然、個別の話をする立河内・幸地の今そういうところで御不便をかけているエリアについても、当然地域交通のあり方については検討するというところでございます。吉賀町、オール吉賀でどうした方法がいいかということで、全町的な検討をしていくということでございますので、この点は御理解を賜りたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 29年度制度にのっとして、17名の方の対して3万円を支払ったというお話でございまして、29年度、私の今数字とかなり人数的にかけ離れておるんですが、この制度にのっとしてと免許証を返納した方が役場のほうに申請していないということなんですかね。どういうことで、返納したことに對して制度そのものは変わっていないと思うんですが、その辺の数字的な誤差、それか皆さん方が町民はテレビ入っておると思っておりますが、返納した方がこういう制度を知らないということもあるかと思うんですね。その辺のあれほどのように受けとめておられるのか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） そののちょっと説明が抜けておりました。大変失礼いたしました。

29年度、私の総務課のほうでも抑えた、警察のほうへ照会をかせせていただいた数字でございますけど、29年度の65歳以上の免許返納者は26人でございます。そのうち、吉賀町のほうへ免許自主返納支援事業を申請をされた方が17名で、その17名に対して利用券の交付をしたということですから、差引をいたしますと9名の方がその申請をされなかったということです。

じゃあ、その9名の方がどうか、考えられるのは制度の内容を知っておられなかった方もいるかもしれません。しかし、制度を知った上でもそういったことについては申請をしないという方もいらっしゃるかもわかりません。そこは返納された方の御判断でございますので、行政のほうといたしましてはこういった自主返納でメリットがある制度がありますよということは、これまでもそうです。引き続きしっかり周知をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それと、もう一点ですね。今の町長のほうの答弁からも伺えますけれども、結局私の例に幸地から六日市、今錦線で150円取られます。往復しても300円、そうすると年間に百二、三十回ないとは乗れるさんによるんじゃないかの、3日に1回ぐらいは乗れると思うんですが、実際もし通って乗ったら、実際通っていないんですが、町長の答弁で平素お世話になっておられる事業者に対してのこともあるんでというふうに言われましたが、私が言いましたように、この免許証の返納制度は事業者のためではないと。私はこの免許証返納制度というのは、いかに高齢者の方の事故が多い、だからそういう免許証の持っておる方が全部悪いわけではございませんけれども、やはりちょっと物忘れが多くなったとか、運動障がいがあったということになりますと、免許証の返納も考えていただくというようなこと、事故減少、少なくするという観点から、私もこの免許証の返納制度ということを一般質問で提案しております。そのようなことから私考えますと、今の事業者で、事業者の利便性とかそういうふうなことから払うというのはどうも合点がいかない。

やはり、免許証を返納したからには何とか、その返納した方が報われるような制度にしないと、この免許証返納制度というのが、今から前に進んでいかないのではないかとこのように思います。私の提案としては、先ほどの河村議員のほうからもありましたけど、吉賀高校生の例に挙げておられましたが、利用券の交付とか、それから地域によって値段も、バス代も違うわけでございますが、バスが通っていても実際にはバス停まで行かれないというようなことがあるかもわかりません。そのような方もあるかと思っておりますので、例えばというような利用券、あるいは場合によってはタクシー券というようなことも考えていかないと、私のいうこの免許返納制度という趣旨から外れておるような気がいたしますが、町長その辺をどのようにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 少し誤解があったようでございますが、バス事業者に対して云々と。これは、300円のその単価の設定をする時の話でございますので、当然、この自主返納制度はバス事業者に対しての制度では当然ございません。やはり、高齢者の方が事故防止という観点から免許を返したときにその見返りとしてバスに乗っていただけるような制度をつくったというのが、この当然制度の趣旨でございますので、その点は繰り返し申し上げておきたいと思っております。

それから、趣旨にありますように安全安心というのはそういった意味でございます。それから、以前この制度ができてお話をさせていただいたときも、中田議員のほうからもお話がございましたが、タクシー券のお話であるとかありました。それから、先ほど7番議員の質問にもございました。実際バスが通っているのになかなか利便性が悪いとか、使うことができないというようなこともございますので、これは申し上げているとおりでございまして、関係をする、とりあえずでいうところの石見交通であったり、岩国市の市営バス、岩国市さんとの協議をすると同時に、先ほど言いましたように仮に代替の制度、措置が対応できるのであれば、そこはまたしっかり検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それと、もう一点ですね。私の思い違いかどうか、よく今町長言われたように事業者との関係ありますが、この10条ではそれじゃあ、先ほど読み上げましたけれども申請者数に3万円を乗じた額を町長に請求するということなんで、もう乗っても乗らなくても1回乗っても3万円支払うというような制度になっておるんで、仕方ないといえば仕方ないですが、その辺のことも昨日の1番議員の質問でしたか、2メートルの高さの水路のこの話がありました。1回つくったらいいということではございませんので、改めるところは改めていただいて、よりよい免許証返納制度、私の思ういかに交通事故、被害者の方も大変です。また、加害者の方も大変、家族も大変ということでございますので、その辺のことをしっかりもう一度執行部のほうで考えていただいて、この実施要綱も見直しを、まだ2年ではございます。でも、2年だからそのままいいということではございませんので、何とかこのせっかく返納された方が利用できる、よりよく利用できるような形にさせていただきたいというふうに思います。

それと、もう一点、先ほど申しました公共交通活性化協議会では、全体のことは考えるけど錦町、六日市間のことについては、ちょっと論外だというお話でございましたが、それはそれでいいんですが、その六日市・錦間の岩国市営交通が通るということは、吉賀町から今七日市からずっと187を通過して六日市を上がってきますね、七日市から、どこから通るか私もよう路線ははっきりしておりませんが、あの沢田線を通るときにはデマンドバスの時間がもし電話があった場合には沢田線を回っていくというような、この路線がデマンドバスというような形になっておる

んではないかと思いますが、そういうことからこの六日市と立河内・幸地区間にもタクシー券ということになれば、またいろんな問題があるかもわかりませんが、デマンドバスが上がるというようにするにはなるのかならないのか、その辺はいかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 実施要綱の第10条のところでございますが、これは7番議員のときも説明をさせていただきましたが、利用券を発行交付をいたしましたら、その発行した月の翌月に向こう1年間分の助成金ということで1利用券当たり3万円を乗じた人数分、乗じたものを事業者のほうへ交付をするということで、利用される方はその今度は実費なくして1年間は無料で何回でも乗れるということでございます。本当に極端なことをいえば、全然乗らなくても事業者には3万円入ります。ただ、これは料金設定というのは金額の設定は先ほどもちょっと試算のお話がありましたが、平均的に片道を幾ら、それから往復をすればその倍、それから年間にどのくらいバスを利用されるんだろうというような試算のもとで、平均的な金額ということで3万円という設定を、この制度設計のときにさせていただいたものでございますので、結果的にそれをどれだけ使うかというのは申請をされて交付を受けた方の御都合によるわけでございますので、当然少なかったり多かったり、そこは当然強弱なり波があるんだろうと思います。平均的なところの金額ということで、そこは御理解をいただきたいと思います。そうしないと、一律的な制度設計ができないということは申し上げておきたいと思います。

それから、地域公共交通活性化協議会のお話なんですが、先ほど言いましたように路線を限定してということではなくて、吉賀町全体の域内交通のあり方を検討させていただくということでございます。それから、とりわけ六日市といますか、吉賀から岩国市錦までの路線については、個別の対応ということになるわけでございます。それから、御提案のあったデマンドの件につきましては、ちょっと私事細かに手続のことを掌握しておりませんので、その点は担当します企画課長のほうから御説明を申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現在のデマンドバスの形態と、現在行っております公共交通のあり方の検討について報告をさせていただきます。

デマンドバスは、大きく2系統分かれておりまして、柿木産業が運行するデマンドバスと、六日市交通が運転するデマンドバスとございます。現在、六日市交通が運転するデマンドバスは路線を決めてのデマンドバス、柿木産業が運転するバスは一定の融通がきくデマンドバスということになっております。

議員御指摘のとおり立河内方面はデマンドバスが現在ございません。ない地区としましては、例えば沢田のルートとか広石のルート、注連川ルート、一部ない、デマンドバスからまた離れて

いる家屋も存在しているのも事実でございます。現在、検討している内容につきましては、このデマンドバス及び岩国市営交通バスにつきましても、人が乗り込みまして利用実態調査というのをしております。実際に、例えば今岩国の市営バスに町内の人に乗るか乗らないか、乗っているのかいないのか、そういう実態調査も踏まえながら、今後の町全体のあり方を検討していくこととなるかと思っております。デマンドバスに限っていいましても、コストの計算もする必要はあると思っております。乗車人数にそぐわないコストがかかるようであれば、またそれなりの別の方法も検討していくことにもなるかと思っておりますので、その辺は調査検討の結果をまた待ちたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今課長のほうから利用実態調査とコストの問題ということでございますけど、利用実態調査は実際国道を、今の場合は錦町の岩国市営交通が走っておるのは国道だけなんで、ますます乗り手がいないというようなことかも知れませんし、実際に路線として実態調査は、現状ではだめかも知れませんが、例えばデマンドバスが入って立河内あるいは幸地の町道、ちっちゃい道なのでなかなか入るといことは難しいかもしれませんが、一応入るとしたら家の近所までバスが来るといことになれば、利用者がふえるという可能性もありますので、今利用者がいないからだめだ、だめだというんでは、いよいよだめだろうと思うんですが、実際に私が聞きたいのは今岩国市営が通っておるから、六日市のデマンドバスが路線として申請が交通局から出るのか出ないのか、その辺はいかがなものですか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 済みません。ちょっと言葉足らずがあったようで、申し添えます。現在、特に今議員御指摘の立河内・幸地地区のことに限っていいますと、今後の検討として市営バスが走っているからほかのものは走らせないという、そういう意味合いではございません。まずは、実態調査も必要でございますし、それとは別途アンケート調査もしておりますし、今後民生委員の皆様にも聞き取り、社会福祉協議会の皆様にも聞き取りをしたりしますので、それで必要とあればまた路線がふえる、減るは出てこようかと思っております。ただ、先ほどコストのことを話しましたが、今長瀬地区等は一部タクシーの補助をしておりますが、コスト的にそちらのほうがよろしければ利用実態も考えながら、そういう選択も出てくるということで御理解いただければと思います。

交通局の許可でございますが、ここはちょっと具体的に利用者の見込みとかそういうふうなことを踏まえて申請をいたしますので、ちょっと許可が出るか出ないかについては今ここでお答えは差し控えさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 大分時間も来ましたが、なかなか私が思うような返答は出てきませんけれども、ぜひともこの免許証返納のことから立河内・幸地のことまでずっと出るわけですが、くどいようですが、高齢者の安全安心を目的とした免許証返納制度でございますので、このことについてしっかり協議していただく、もう少しこの3万円が生みきくような利用者の利用しやすい制度にさせていただくよう、協議していただくことを願ひまして私の質問を置きますので。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、10番目の通告者、中田議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで昼休み休憩といたします。午後の開会時間は1時30分とします。

午後0時13分休憩

.....

午後1時29分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議、一般質問を再開いたします。

11番目の通告者、10番、庭田議員の発言を許します。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 3点ほど通告しておりますので、質問をいたします。

最初に、まず1つ目は、自治の推進についてであります。

町長、「まちを一つに」というスローガンを掲げて就任をされまして、もう少しで1年になるわけですが、その間、少し私の思いを述べて、この「まちを一つに」という大きなスローガンの中で、自治活動を当町でどのように広めていかれるのかという、少し具体的なことをお聞きしたいと思っております。

1年たちました。人口の推移はそう変わってないと思えますけど、1年たてば、高齢化はさらさら1年進むわけでありまして、今小さな集落をいろいろ歩いてみますと、常に農業の問題にしろ、いろいろな問題が山積してありまして、その地域、地域で生活されている方が将来に対して、非常に、この地域はどうなるんだろうかという大きな不安を抱いているのが、事実ではないかと思っております。10年先、20年先を考えたときに、私たちが住む地域がどうなっているのかということ、本当に今、真剣に考えなければならない時期に来ている、そのように考えております。

そこで、彫刻の道の中に、澄川先生がモニュメントを残されておるわけですが、そのモニュメントの中に、5つの鳥が一つのまちづくりを目指すという意味で、上からいきますと、蔵木、六日市、朝倉、七日市、そして柿木の旧村が、旧村といいましても「きゅう」は「古い」ですけ

ど、その5つの村が一緒になって一つの吉賀町をつくる、そういう願いを込めてモニュメントが作成されていますけど、まさに町長が言われる「まちを一つに」というこのことが、そういうことなんでしょうかと思っております。

そのために、各地域が、この5つの地域が本当に特色ある地域づくりをして、100年先、200年先も住み続けられる地域であり、そしてそれが一つとなって吉賀町をつくっていく。そういう理想のもとに、町長、「まちを一つに」ということを掲げられたんだと解釈しております。

そこで、それがもし、そうじゃないんだというんでしたら、また御答弁いただきたいと思うんですけど、そのようなことで、手前みそになりますけど、私たちも、旧柿木村で、手づくり自治区柿木村ということで、今3年間活動をしております。その中で、いろいろな自治組織だけではできない、そして、その自治組織をもう少し前に進めるための支援も必要ではないかということで、3年間の活動の中で感じたことを少しお話をしてお話をしてお話をしてみたいと思っております。

まず、第1が、公民館との関連も後から出てきますけど、自治組織、柿木村は県が指定する小さな拠点づくりにも指定されとるわけですけど、その中でまず第1に感じるのが、活動の拠点、これが必要であると感じております。それと、この質問も2回か3回になると思うんですけど、マンパワー、今は役場の職員の方が、仕事が終わった後に事務的なことをしていただいているわけですけど、やはりきちっとした自治組織を育てようとするならば、きちっとした拠点なり、マンパワーが必要だということで、前の質問でもいたしましたけど、集落支援員、益田市が21の集落に21人の集落支援員を張りつけて地域づくりをしていますけど、本当に自治組織を育てて行政と一緒にまちづくりをしていこうということであれば、その拠点と人的配置はぜひ必要であると感じておりますけど、まずそこら辺のところから町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、「まちを一つに」の推進についてということで、まず2点についてお話をさせていただきたいと思っております。

私が掲げております「まちを一つに」先ほどお話しがありまして、かみ砕いて説明していただきありがとうございます。まさにそのとおりでございます。これまでも町政座談会でも事あるごとにお話をさせていただいておりますけど、それぞれの地域、仮にそれが公民館単位であれば、それぞれの公民館単位でしっかりと特色あるまちづくりをしていただいて、そのことをもって吉賀町全体活性化する、元気になる、こういったまちづくりを目指したいということで、それがまさに一体感の醸成を果たして、「まちを一つに」するという、私のまちづくりのスローガンでございます。そのことを繰り返して申し上げておきたいと思っております。

そうした中で今回御質問のありました、まず拠点の整備についてでございます。島根県では、第4期の中山間地域活性化計画に基づきまして、小さな拠点づくりのための公民館エリアでの地

域活性化に取り組み、特に、柿木地域を現場支援地区に指定して支援を行っていることは、既に御承知いただいているとおりでございます。一方、吉賀町におきましても、施政方針や地区座談会でもお示ししているとおりで、公民館を核とした地域活性化を推進することとし、まずは町長部局と教育委員会部局とで検討、協議を現在行っているところでございます。

拠点の整備をどう考えているかにつきましては、まずはやはり公民館を想定しているところでございますが、学校の跡地、いろいろ遊休資産等もございますので、そういったところも当然選択肢の一つになろうかと考えております。

続きまして、マンパワーの支援についてでございます。

マンパワー、今、支援として集落支援員等の配置の提案でございますが、先ほど申し上げましたとおりで、現在、やはり将来的な公民館のあり方を、担当部局で協議を検討しているところでございますので、その結果配置が必要ということになれば、その方向に向けて、当然考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今、各地で多目的交流センターというのが建設されていますけど、そこまでは別として、この多目的交流センターというのは、今までの概念でしたら、公民館は公民館、自治会は自治会、いろんな施設をつくって、そこにばらばらに入って活動の拠点としていたわけですけど、現在はそういうのをやめにして、全部が一緒になって一つの建物をシェアしながら、横のつながりもしっかり持って活動していこうという考えに変わっております。

そこで、私は、今、公民館ということ町長申されましたけど、後からまた聞きますけど、それはそれとして、お考えで結構だと思うんですけど、例えば蔵木も次に、中学校の跡地の利用を考えなければならぬ時期に来ていると思いますし、柿木もああやってNPOがせつかく5,000万円以上かけてつくった旧柿木中学校が、今、耐震の基準に満たないということで閉鎖されていますけど、そういうところをむしろ払い下げるなり、民間に自由に使わせて一つの拠点にするという考えも持たなければならぬのではないかと考えております。

今、自治活動というのは、もはや溝づたをするような時代ではなくて、みずからがその地域で経済活動もして、そして地域の自立を促す、そういう活動に発展を先進地はしていると思います。そういう事例は、全国多々あるわけでありまして、柿木の手づくり自治区も、そういうところを目指しております。ただいま、前も紹介しましたけど、棚田の米を使って焼酎をつくって、棚田の保全に少し手助けをするとか、今、Iターンの方が入って、それと手づくり自治区の地域振興部会の方が入って、荒廃した30枚の棚田を整理をしております。

そういうことも考えて、公民館と一緒にやるというのも、もちろんそうですけど、拠点というものをしっかり整備をする、その中に、もし学校の跡地でしたら、結構なスペースがあるわけで

すので、自治組織だけではなくて、そこにNPOなり、または町外の起業家を呼んでくる。神山町のように、ITの起業家でも何でもいいですから、呼んできてシェアハウスとして使って、そこを活用して地域づくりをする。そういう考えをぜひ持っていただきたいと思います。

それが1点と、町長、公民館との連携を言われましたけど、本当に公民館は社会教育を主としておりますし、こちらは住民自治をいうことを主としております。そこで、本当に町長部局と教育委員会が話し合っただけでそういうことができるのかどうか、マンパワーも共有してできるのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、前段の拠点の整備のところ、学校跡地というようなお話もございました。私がかねてから地域づくりといいますが、住民の皆さんのまちづくりの拠点はやはり公民館ですよということで、まずそれを第1の候補として話を進めさせていただいております。現に、第2次の吉賀のまちづくり計画の中にも、コミュニティ施設を拠点とした住民自治活動の推進という項目がありますけど、端的に公民館を地域コミュニティの拠点といたしますと、ということが明言をしてあるわけです。とはいいいながらも、ハードの面とか、そうはならない部分もあるわけでございますので、公民館は、ここにも書いてありますけど、コミュニティ運動の原点である集まるという拠点と、もう一つはやはり活動の現場、活動の拠点であるということ、それが公民館としてあるべき姿ということも書いてあります。

そういった形で拠点を整備する中で、そうはいっても、ほかの建物、そこもやっぱり模索をしていきたいと思いますよと、有効活用ということの表現がありますので、ですから先ほど申し上げましたように、公民館をまず、まちづくりの拠点として進めていくわけでございますが、そうした中でも、選択肢の中にはほかの施設を有効活用していくということが必然的にやっぱり出てくるんだろうというふうに思っています。先行をしている自治体は多目的交流センター、いわゆる複合施設だと思っておりますけど、そういったところも当然ありますので、公民館だけにとらわれるということではなくて、それを主体にいろいろな手法を模索していく必要があるんだろうと思っています。

それから、公民館との共生の話、できるかどうかということです。私はできると思いますし、やらなければいけない。それを所信表明とか施政方針で皆さんにお約束をしているということでございまして、それを今、教育委員会とそれから町長部局のほうの企画のほうで、議論をいただいているということでございます。

とりわけ公民館と共生ということでございますが、今検討をさせていただいているということでございます。各公民館における現状や問題点を知ることとあわせて、館長やそれから公民館主事の方々の考えなどを、聞き取りを2回行っているような状況でございます。

あわせて、住民側の現状を知るために、ことし7月に島根県が各自治会長に行ったアンケート

があるようでございますので、その結果も活用させていただきたいということでございます。このような調査から全公民館に共通していることもあれば、やはり地域特色ある地域づくりを行っているわけでございますので、そういった特色をしっかりと見据えて、これからの公民館のあり方を検討していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 公民館以外の、私は、先ほども申しましたように、自治活動というのは、今までの枠を超えてその地域が自立する、決して行政と対立するというのではなくて、本当にみずから生産をし、企業を起こして自立できるくらいの自治組織にならないと、あまり意味がないと思っていますのでこういう質問をするわけですけど、ここに五城目町というのが新聞に載るとるわけですけど、これは過疎化で廃校になった小学校を、オフィスとして月2万円で貸し出しているということであります。ベンチャー企業が13社入って、お互いにハウスをシェアしながら、ここで活動しているわけであります。これは自治活動ではないといえばそうなんですけど、そのくらいの企業を呼び込むくらいの活動をしないと、今から本当に地域が寂れていく一方だと思っております。

今までみたいに、お祭りをしたり、それも大事なんですけど、その自治活動を自分たちの自立するための活動として捉えるならば、こういうやり方もぜひ参考にしながらやらないと、旧態依然として昔の自治活動を繰り返していたのでは、なかなかその地域の発展はないと思っていますので、この施設の利用ということは、もし、これから子どもさんが減って、学校なり、いろんな遊休の施設もふえてくると思いますので、そこを壊すのではなくて、上手に利用しながら、その地域が活発に活性化する、そういう手法をとろうとする地域があるならば、それはそれで行政のほうで、少し領域を広げた考え方をしていくべきだと思っておりますので、再度になりますけど、町長の考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まちづくり計画の御紹介をさせていただきましたが、住民自治の強化のところにも、基本方針で、私たちのまちは私たちがつくる、という町民の自治意識の高揚を図って自治活動を推進していきますと、こういうことがあるわけです。ですから、まさに行政主導ではなくて、住民の方がやっぱり主導権を持って、そんな気概を持ってまちづくりを行いませんと、幾ら行政のほうで旗振り役、先導しても、まちづくりはうまいこといかないと思いますので、住民の方、そして行政がお助けできる場所があれば、しっかり手を携えて行っていくのが、協働のまちづくりだというふうに思っています。

それから、遊休資産のお話でしたが、先ほど言いましたように、まちづくり計画の中で、既に拠点公民館というまず明言がしてございます。それから各地区5地区にも、現として

公民館があるわけですので、まずそこをやはり考えて、その上で、その可能性を薄いということになれば、当然視野を広げてほかの建屋、建物等に可能性を求めていく、これがやはり選択肢、順番ではないかというふうに考えているところでございます。決してほかの施設の活用を否定をするものでも何でもございませぬ。その点御理解いただきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） もし、そういうことでしたら、きっちり教育委員会と町長部局が意識を共有しながら、そのことを進められる体制をつくっておいていただきたいと思ひております。過去に少しそういう意味で、今の町長のお考えと差異があったようなことがございましたので、あえてそこをお願いといひますか、しっかり意識を共有しておいてほしいといふことを申し添えておきたいと思ひます。

それと、今、各5つの自治会に約200万円の交付金が出されているわけですけど、ことしの冬に大変な大雪と寒波で600カ所以上の漏水が発生したというようなこともありましたし、先ほど話しましたが、高齢化によりましてその地域の、これは、一つは棚田のことなんですけど、100選に選ばれて棚田も維持できなくなっているというような事実もございませぬ。

それと、きょう出る出ましたけど、質問が出ましたけど、交通手段の確保を地域でやるとしても多々あるわけでありませぬので、これからそういう事例も出てくるんじゃないかと思ひておりますけど、私は、今の200万円に加えて、町がある程度の規約なり、規則なりをつくって縛りかけるべきだと思ひますけど、各公民館単位の自治会が自発的に、そういう大雪の場合は、2月にありましたけど、公共ますの確認をしとくとか、そういう活動をする場合に、少しこの200万円に上乗せした、自由に使えるような交付金の新設をするべきじゃないかと思ひておりますけど、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 新たな交付金制度の新設ということで御質問がございました。今、総額で1,000万円、これを幾らかの配分方法、ルールに沿って配分をさせていただいて、5つの地域で自治会長会のほうで運用をさせていただいているというのが現状でございませぬ。ああして柿木の場合も二百数十万円配分をさせていただいているということもございませぬ。

これは御案内のとおり、地域課題の解決、あるいは地域の活性化のために、数年前に制度化をさせていただきました。今、8年目を迎えているわけでもございませぬ、最終年度が32年度ということで、一旦制度の終了ということもございませぬ。それ以降、33年度以降につきましては、どのような課題を解決していく必要があるかといったこと、それから先ほど申し上げました、公民館のあり方が結論が出てくる時期もございませぬので、公民館がどういった役割を果たし、それからそこに集まる自治振興としてどういった課題解決の道があるのか、そういったことをしっか

り精査をさせていただいて、今ある交付金制度に今御提案のありました地域交通の課題であるとか、それから前々からあります冬場の水の関係、除雪の関係、きょうもお話がありましたように、地域交通とか、一方では防災の話のとかあるわけでございますので、いわゆる今の制度のプラスアルファであるとか、そういったところは新しい制度なり、33年度以降のところで考えていきたいなと思います。

ただ、33年度からスタートするということになれば、その前の段階で制度設計が必要になります。当然その前でいえば、公民館のあり方がどうなのかということ、やはり考えていかなければなりませんので、その辺の順序立てスケジュール感を持って、その対策を考えてまいりたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 冒頭にも申しましたように、既に各地域、地域、全部が後継者はいない、高齢化は進む、そして次10年、20年先はどうなるんだろうかという、大変な危機感を各地域が持っております。もはや、行政だけでこのことを解決できる時代ではありませんし、行政だけで住民の皆さんの満足できるサービスを提供できるという時代でもないと思っております。町長掲げました「まちを一つに」ということを実現するために、ぜひ住民の自治活動ということに対して理解を示していただいて、行政と一緒にまちづくりをするんだという住民の意識の喚起をぜひ行っていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

エネルギーの自給についてであります。これまた、今までいろいろところで、一時は山の活用なり、11年の3月11日の大震災で原発事故が起きた関係で、再生可能エネルギーの普及の質問もかなり出たわけですけど、それから少し時間がたちまして、そういう質問もなくなりましたけど、私は、この吉賀町というのは、何が財産かといいますと、やはり豊かな自然であり、温かい人情のある人柄であり、そして何より81キロの高津川の源である源流の町ということであります。そこを本当に大切にしながら、まちづくりをしていくべきだと思っております。

そこで、エネルギーの自給ということになるわけですけど、今、日本の家庭の平均をとりますと、大体エネルギーの消費を金額に直しますと50万円だそうでございます。50万円といいますと、ここらあたりはそこまではいきませんが、国民年金で独居の方の年収を計算すると、結構な額になるわけでありまして。これを自給する、自然を利用して再生可能エネルギーを生み、少し投資して自給をするということは、町民の皆さんにとっても、大変財政的に豊かになれるということでもあります。

町長が柿木の振興室長の時代に大変御苦勞をなさいまして、柿木の水力発電所の更新をされましたけど、おかげで売電料は6,000万円少しですが、になって、このうちの1,400万円は、

今、子育ての財源として使用しているわけでありまして。雨が降って高津川がある限り、あの発電所はそういうお金を、財源を生んでいくわけでありまして。私は、こういう目に見えない、自主財源といいますと町で意外に大きな財源だと思っておりますけど、こういう自然を利用してお金が生まれる、そういうところにも少し投資をしていく必要があると思っております。

日本はエネルギーの自給は8%でありますので、原発も安い安いと言われていましたけど、あれだけの事故を起こして、決して安い電源ではなかったわけでありまして。加えて大変な被害を出して、人々がまちに帰れないというような、大変悲惨な事故も起こしているわけでありまして、こうして豊かな自然に囲まれた町が、エネルギーの自給に取り組むというのは、非常に意義のあることではなかろうかと思っております。

それに加えて、環境を守る、そして経済的にも地域内のお金を循環できる。そして早く言えば、いろいろな面でコミュニティの育成にも寄与できるということで、ぜひこのエネルギーの自給ということに、少し目を向けていただきたいと思っております。

項目は多岐にわたってありますので、少しまとめて質問をしたいと思っております。これ島根県の調査か何かわかりませんが、されているんじゃないかと思っておりますけど、小水力発電の可能性のある地区が、町内にどのくらいあるのかということと、バイオマス発電、つまりお隣の津和野町で始めようとしているバイオマスの発電ですけど、そういうのを域内で、やはり町単でやるということよりも、高津川というせっかく、このたび映画もできるわけですけど、財産があるわけでありまして、益田市、津和野町、吉賀町でこのバイオマス発電の取り組みができないのかということ、まずお聞きしたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、エネルギーの自給をとということについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目は小水力発電についてでございます。先ほど、私が柿木の地域振興室長のころにというお話でございますが、私はあのときにちょうど国の政策として、再生可能エネルギーのFITの制度が出てきた、ちょうどその時期でございます、最初の事務的なところの担当をさせていただいたということに過ぎません、実際その工事、それから安定稼働するまでにつきましては、後任の室長が歴代にわたって御尽力をいただいて、現在に至っているということでございますので、そのことは申し添えておきたいと思っております。

それからああして、改修、今回も予算をお願いをさせていただいておりますけど、そうはいいいましても、数千万円の改修費もみずからの発電によって稼いでいるという状況でございます。加えて、少子化対策にもしっかりと貢献をしているということでございますので、そういった可能性のある施設については、どんどん追及していく必要があるということも申し添えておきたいと思

います。

その上でございますが、小水力発電についてでございます。平成28年度に小水力発電事業の可能性につきまして、専門業者に委託して事業化の検討を行ったところでございます。具体的には、現在あります柿木の発電所の放流水による発電の可能性を検討いたしましたが、季節によって流量にばらつきが多いということ、また放流路に発電施設を設置することによりまして、流速等に影響が出まして既設発電施設の発電効率を逆に下げてしまうと、こういった可能性が高いということから、現在は、実現については不利ではないかというような結果となったところでございます。

そのほかの場所といたしましては、田野原の水路、それから上高尻の堰堤、それから柿木椈谷の堰堤、こういったところの候補地も上げて調査をしたわけでございますが、結果といたしまして、設置自体が困難であるというような判断をいただいたところでございます。

それからバイオマス発電についてでございます。バイオマス発電を広域でとの御提案でございますが、過去に高津川流域活性化推進地域協議会で議題となったようでございますが、結果的に広域での取り組みとなっていないということで認識をしております。現在、流域の市町共同で、自治体の共同でやるということ、あるいは吉賀町でバイオマス発電に取り組むといった予定、計画はございません。ただ、津和野町、お隣の津和野町におきましては、この事業を検討中ということで聞いておりますので、その推移を注視をしていきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） バイオマス発電ですけど、ぜひ、もし可能性があるならば、各市町でやるよりは広域でやったほうが、効率がいいと思いますので、その辺の働きかけはぜひ町長もしていただきたいと思っております。

次に、これもまた柿木の手づくり自治区のことになって申しわけないんですが、手づくり自治区の地域振興部会で、地域の中で、これは主に水力なんですけど、用水を使ったり、いろいろな小さい発電をしてその地域で使う、例えばイノシシの電柵とか、街灯とか、または農作業に使う、これ資本かかるんですけど、電気自動車の充電とか、そういうことにエネルギーの自給をしてみようじゃないかということで、今、資源エネルギー学校というのがあるんですけど、島根県ではエンパワーといいまして、NPOがやっていますけど、自然エネルギー学校の一環なんですけど、それに対して財政的支援ももちろんなんですけど、この水力発電をするということになったら、水利権とか、いろいろな縛りが出てくるわけなんですけど、その辺のところで、行政はこういうことに、せっかく豊かな自然の中でまちづくりをしているわけですので、こういうところに協働という格好で支援ができないかということをお聞きしておきたいと思っております。

それと、ことしからですか、太陽熱の利用設備の利用促進補助金150万円が出ましたけど、

今、エネルギーの60%は熱エネルギーだと言われております。この150万円は、家庭の温水器等に利用できるように、この補助金の拡大はできないかということをお聞きしておきたいと思っております。

北海道に下川町というのがありますけど、ここは3,400人の町なんですけど、50歳から住みたい地域のランキングで1位になつとる地域であります。ここは林業が盛んで、製材が盛んなわけなんですけど、その端材を利用して公共施設なり、病院なりの30カ所に60%の熱エネルギーを供給している町であります。そこで余った1,800万円のお金を子育て支援とかいろんな面に使つとるわけなんですけど、そういう意味、これはちょっと規模が大きい熱利用の、行政が主導した熱利用の一つの方法なんですけど、こういうことをすると、やはり北海道ですから灯油は売れなくなるわけなんですけど、そこは下川町がエネルギーの供給協同組合というのを、ガソリンスタンドの皆さんが主体になってつくって、その組合がチップの供給をしているというような仕組みをつくつとるわけであります。

どっちにしろ、そこはちょっと規模が大きいから、このたびの質問の参考にはならないと思っておりますけど、この熱エネルギーの利用というのは、今、温水器も湯沸器も性能がよくなって、年間365日ほとんど使えますし、大規模なことをしたらそれで床暖房もできるような仕組みもあるわけありますので、ここんところを少し支援をして本当にエネルギーが、100%とはいかなくても家計の足しになるような、家計を助けるような支援をしていくべきだと考えておりますけど、町長いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほどお答えをさせていただいた中の水力発電の続きの話もございました。調査をしたけどなかなか適地がなかったという話をさせていただいたんですが、公とは違う部分で、民間レベルで小水力発電所という、そういう可能性があるわけなんですけど、よく言われているのは、マイクロ発電、ですから毎時10キロワット以下の電力、発電設備、比較的イニシャルコストが低い、初期投資が低くて経費があまりかからないということで、小さい設備なんですけど、そういう発電したことによって地域の中の街灯であったり、防犯灯であったり、場合によっては水を揚げる用水のポンプの電気代に充てるという、そういったこともあるわけですので、ここはやはり財産に対する投資ですから、公のところがということにはならないわけなんですけど、例えば土地改良の組合であったり、集落でそういったことの可能性は十分あるわけがございますので、そこら辺のまた御要望があれば、行政としても、しっかりそこは支援をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、エネルギー学校のお話でございます。NPO法人気象ネットワークが行っている活動ということで、御答弁をさせていただきたいと思っております。参考までに、こちらのほうも資料を

取り寄せて勉強させていただきました。御案内のとおり、この法人につきましては、世界の温室効果ガスを実質ゼロにする仕組みをつくるということ、また化石燃料や原子力に依存しないエネルギーシステムに変えることなどをミッションとして活動されているようでございます。

吉賀町におきましても、自然エネルギーを推進しておりますので、必要であれば、またそういった団体からの助言等をいただく可能性はあるのではないかと、価値があるのではないかとというふうに考えているところでございます。

それから熱エネルギーのお話がありました。今さっき議員御案内がありましたけど、今年度から住宅用の太陽熱利用設備の助成ということで、制度設計をさせていただいて取り組んでおるところでございます。必要な予算措置もしたわけでございまして、30万円を上限とした島根県の補助を活用した制度でございます。かなり見込んでおりましたが、残念ながら、今の段階では1件の申請にとどまっているということでございます。助成の拡大等のお話でございますけど、現在のところは、先ほど申し上げたような状況でございますので、これからの当町の申請の件数あるいは県からの補助の拡大、そういったところを見据えて、まだ広範な利用ができるのであれば、しっかり検討をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 広報が足りないということがこれ一番の原因じゃないかと思えます。業者さんにこういう補助金があるよと言ったら、知らないような業者さんもいましたので、やはり、せっかく制度をつくったわけですので、行政も積極的に、その活用をするように、広報活動はしていただきたいと思えますし、県の補助をそのまま垂れ流すのではなくて、もう少し町自体も、積極的にこういう時代の波に乗って、自主財源なり何なりを使って独自のまちづくりの形をつくっていくべきだと思います。

それで、自然エネルギーといっても、何でもかんでもいいというわけじゃありませんで、8月27日の報道なんですけど、太陽光、あまりにもメガソーラー、6月にも同僚議員が美和町の話、事例を出して質問していましたが、結局、業者さん大規模な開発をして、その後どうなるかというのも実際のところわかっておりませんし、各地でいろいろなトラブルが発生をしております。西日本豪雨では、広域内の太陽光発電所が崩壊して放電をする、あれは常に壊れない限りは電気をつくるわけですので、その線が切れたら放電するわけでありまして。山陽新幹線が止まったというようなこともありますし、感電事故も起こっております。

そこで、伊東市は1.2ヘクタールを超える発電所の建設は認めないという条例をつくっておりますし、さまざまなどで条例の制定がなされております。この地域もそう遠くない時期でしたけど、風力発電所の建設の話もありましたし、今後この太陽光発電の設置ということも出てくる可能性はあるわけでありまして、ぜひとも、この環境を守るという意味で、条例が必要ではな

いかと思いますけど、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これまでの一般質問の中でも太陽光発電の、いわゆる規制の部分、お話がございました。前回、その一般質問がございまして、担当の課長、担当者が島根県庁まで出向いて、そんな御相談もさせていただいております。そのときも、既に国のほうの動きに島根県も注目をさせていただきたいというお話でございました。

島根県の内容についてでございますが、島根県の場合は、50ヘクタール以上のメガソーラーを造成するという場合には、事業者に対しましては、県の環境影響評価条例によりまして適切な配慮を求めているということでございまして、環境影響の事前調査あるいは住民への説明を行うということを義務づけております。また、現在環境省においては、太陽光発電のリサイクルや適正処分等に関する検討会、こういった会を設けて専門家の方に御議論をいただいているということでございます。

そうした中だと思いますが、先ほど新聞の御紹介もありました。私も実はその新聞をコピーしておりますけど、8月27日に新聞報道されたということで、まさに環境省のほうは今、太陽光発電所を国の環境アセスメントの対象に加えるという方針を打ち出して、早ければ来年から運用を始めたいというような状況でございます。全国的に見ますと、ことしの6月現在で32の府県と政令市など17の市が環境アセスメント条例で、太陽光発電の設置を規制しているということなんですけど、どこの自治体もそれぞれ内容がばらばらだということで、これを一つ束ねないといけない、オールジャパンで同じ対応していかなければいけないだろうということで、環境省が乗り出して一律の規制を設けて、来年度からというようなお話のようでございます。

ですから、今、県の状況を申し上げましたが、国がああしてまもなく事を動かそうとしておりますので、まず、その状況を見させていただいて、前回もほかの議員の方から御指摘もいただいております。独自の規制等については、その次の段階ということで、検討させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 国は国、県は県、町は町ですので、ぜひその検討というのが本当の検討ではなくて、実際にこの条例が制定されるということ、期待をしておきたいと思っております。

次に、指定管理者の管理者制度の見直しをということで質問をいたします。

このたびの一般質問で、私を含めて同僚議員が三セクなり、指定管理制度に対して6人の方が質問をされております。それだけ危機感が強いんだらうと、私は思っております。特に、むいかいち温泉ゆ・ら・らのその指定管理者が撤退するというので、なおさら危機感は強くなった

ろうし、それだけに責任もある、そのように考えております。

私は、今まで先人がこうやってつくってきた施設を壊せとか、何とか、そういう乱暴な発想はしておりませんが、例えば、今、2,600人おる高齢者が、いずれ順番として亡くなっていくわけでありまして。そうしたときに、病院なり、社会福祉法人が運営する高齢者福祉施設、本当に住民が第一に必要なとしているところの負担はますますふえていくわけでありまして。かといって、住民サービス、福祉の質を落とすわけにはいきませんので、優先順位としてまず第一に支援しなければならぬのは、こういう施設だと、私は思っております。

そこで、それには温泉施設なり料金制度で運営しているところはどうかといいますと、それはそれで一定の存在の価値があるんだらうとは思いますが、病院とか、高齢者福祉施設、あるいは子どもさんの支援、そういうことと比較すれば随分下のランクに入る、そのように私は思っております。温泉がなくても、ここで生活していけるわけでありまして。そのことを考えると、むやみやたらに今の大きな施設を自分たちで抱えて運営をする、そういう時代はもう既に終わっておるわけでありまして。これは一番右肩上がりの高度成長期に、箱物行政で建てられた建物でありまして、それを今本当に人口も経済も下降線をたどっているときに、それを維持しようとするほうが無理なわけでありまして、ぜひここは民間の力を活用して、先般も同僚議員も言いましたけど、1円入札というのがありますし、譲渡というやり方もあります。

そういう方法で行政がもう少し身を軽くして、本当に住民サービスに力を入れなければいけないところに力を入れる、そういう考えに立つべきだと思いますけど、3年歩きながら考えるということでしたけど、そうじゃなくて、むしろ決断は今するべきだと思いますけど、町長の考えは、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、指定管理者制度の見直しをということでお答えをさせていただきたいと思っております。

これまでも、ほかの議員の皆様にも御質問にお答えしたとおりでございますが、指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理、民間の能力を活用しながら、サービスの向上と経費の縮減を図るために導入されたものでございますが、吉賀町の場合は指定管理者施設のほとんどが、施設運営費用よりも利用料金のほうが少なく、町から管理料の一部、あるいは大半の委託料を支払っているという状況でございます。このため、民間の能力がフルに活用されている状況とは、なかなかならないのが現状でございます。

今議会へ14の施設の指定管理の指定について議案を上程しているところでございますが、現時点におきましては、その14施設については最善の選択ではないかというふうに考えております。ただ、先ほども御指摘がございました、ほかの議員のほうからも御指摘がございました。特

に、10番議員のほうからは、今ある施設の売却であるとか、あるいは長期の利用、あるいは使用権を与えて民間に委ねるべきだろう、こういった御提案でございます。当然そういったことも視野に入れながら、といいますのは、公共施設の総合管理計画の中で、ファシリティーマネジメントの推進委員会も並行して行っているわけでございますが、その中で、5年刻みで更新をどうするかという検討するというお話もさせていただきました。

そういったこともあるわけでございますので、その折々で施設の活用の有効性等を見きわめた上で、いろいろなその選択肢を検討させていただきたいというように考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 庭田議員、所定の時間が来ておりますので、まとめてください。

○議員（10番 庭田 英明君） もう1分ある。

○議長（安永 友行君） まとめてください。

○議員（10番 庭田 英明君） 最近報道されたことですが、御存じだと思いますけど、星野リゾートという会社があります。資本金は1,000万円でありますけど、5百数十億円の売り上げを達成しております。玉造、しんじ温泉、湯田、川棚など、本当に温泉で商売してきたところ、そういうところの力をかりております。

休暇村はああやって指定管理の期間を待たずに放棄したわけですが、ぜひ日本にはまだまだ本当にやる気のある会社がありますので、少し時間を置いて、きちっとした計画を持ちながら、星野リゾートさんが相談にのってくれるかどうかは別として、小さい単位で考えるのではなくて、大きな単位で物事を考えて、できることなら、吉賀町の財産として、立派に残せるような方策をとっていただきたいということを申し添えまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 以上で、11番目の通告者、10番、庭田議員の質問が終わりました。

散会前に、ここでお諮りをします。

事前にお諮りもしておりますが、昨日の1番、松蔭議員の一般質問で一部不適切な発言があったと、1番、松蔭議員より議事録削除の申し込みがありましたので、お諮りをいたします。

内容については、協力隊に関する一部の表現でございます。事前にお諮りもしておりますので、御理解ください。

このことについて削除することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、異議なしと認め、その部分の発言について削除をいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、以上で本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦勞でございます。

午後 2 時32分散会
